

# 令和6年度第1回龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会

日 時：令和6年8月8日（木）午前10時から

場 所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状の交付（机上配付）
- 4 委員の自己紹介
- 5 議 題
  - （1）委員長及び副委員長の選任について
  - （2）地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理について
- 6 その他
- 7 閉 会

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況(評価)	R6年度の取組計画	
1	1-1-1	地域福祉意識をはぐくむ	地域福祉に関して学ぶ機会の提供	(1)	○講演会・フォーラムなどの開催	社会福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 障がい福祉課	(福祉総務課) 講演会の実施に向け、日時、開催方法を検討しながら、各方面と調整を図る。 (障がい福祉課) 予定なし	(福祉総務課) 令和5年度は、認知症フォーラムinいばらきを当市で開催した。プログラムは基調講演とシンポジウムの二本立てとなっており、主催者である県や(公社)認知症の人と家族の会茨城県支部と調整を図った。 (障がい福祉課) なし	順調	(福祉総務課) 認知症疾患医療センター等と連携し、講演会等を開催する。 (障がい福祉課) 予定なし	
	2			1-1-1	(2)	○出前講座での福祉事業の説明	文化・生涯学習課	文化・生涯学習課	市広報紙及び市公式ホームページで事業を周知する。 (令和4年度実績・55回→令和5年度目標値・60回)	市公式ホームページに出前講座のメニューを紹介した。また、地域づくり推進課が作成している「区・自治会・町内会活動の手引き」に概要を掲載して活用を呼びかけた。 令和5年度出前講座開催申込数 全61件 (うち福祉事業関係講座：17件)	概ね順調	市広報紙及び市公式ホームページで事業を周知する。 (福祉関係講座申込数) 令和5年度実績：17件→令和6年度目標：20件
	3			1-1-1	(3)	○地域活動への理解を促す取組の実施	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	住民自治組織の加入率や取組について、広報紙に掲載し周知を図る。	住民自治組織の加入率調査を行い、とりまとめた結果及び住民自治組織の役割、活動の一例を市広報紙に掲載し、加入率向上に努めた。	概ね順調	住民自治組織の加入率や取組について、広報紙に掲載し周知を図る。また、住民自治組織代表者が集まる行政事務説明会にて、活動の手引きを配布しその役割について説明することで、地域活動への理解を促す。
	4		1-1-1	他者を思いやる心を育てる取組	(4)	○人権啓発・人権教育の実施	市民窓口課 文化・生涯学習課	地域づくり推進課	市広報紙や市公式ホームページに人権啓発に関する記事を掲載し、周知を図る。	市で開催している無料人権相談(年6回)の年間予定を市公式ホームページに掲載し、相談日前には市広報紙にて日程を掲載、再度周知を行った。また、法務局や人権擁護機関などが実施している諸活動に合わせ、市広報紙に内容を掲載し、周知・啓発を行った。	概ね順調	人権啓発活動として講演会の実施を計画するなど、人権尊重思想の普及高揚を図る。また、12月の人権週間に合わせ、茨城県との共催で人権フェスタを当市で開催するほか、各種イベントに合わせ啓発物品の配布を行い意識啓発を図る。
	5		1-1-1		(5)	○学校における心の教育の実施	指導課	指導課	龍の子人づくり学習を推進していく中で、対面式やオンラインなど学習形態を工夫し、地域との交流を進める。地域の方々の交流や体験活動を通して「感謝の気持ち」や「郷土を大切に作る心」を育む。  (地域人材を活用した授業：市内16校で実施予定)	市内小中学校で龍の子人づくり学習を推進し、地域の方々とのような交流・体験活動を行った。 【小学校実施例】 読み聞かせ、昔遊び、茶道教室、家庭科実習、生活科「町探検」等 【中学校実施例】 蛇沼清掃、ホップ栽培、茨城トヨタ体験学習等 【小中学校実施例】 ならせ餅作り、救急救命講習、避難訓練等 (地域人材を活用した授業：市内16校で実施)	順調	龍の子人づくり学習を推進していく中で、児童生徒の社会参画力の育成を図る。学校と地域が連携し、地域の方々との交流や体験活動を通して「感謝の気持ち」や「郷土を大切に作る気持ち」を育む。  (地域人材を活用した授業：市内16校で実施予定)
6	1-1-2	地域福祉を支える人材を育てる・活かす	人材の発掘・参加促進・育成	(1)	○ボランティア養成講座の実施 シルバーリハビリ体操指導士 元気アップ体操指導員 傾聴ボランティア	健幸長寿課	福祉総務課 健康増進課	(福祉総務課) 傾聴ボランティアに対して高齢者の健康や話題に関する研修会を開催し、各会場への情報提供を図る。 (健康増進課) 市内全域班回覧にて「シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会」及び「元気アップ体操指導員養成講座」のチラシを回覧し、参加者の募集を図る。	(福祉総務課) 令和5年度は傾聴ボランティアの養成講座を実施せず、傾聴ボランティアのスキルアップとして研修を定例会で実施した。 (3回/年 認知症、高齢者の防犯、昔の映像と道具) (健康増進課) 10/3～10/20にかけて、シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会を実施し、10名が修了となった。 10/5～10/16にかけて、元気アップ体操指導員養成講座を開催し、11名が修了となった。	概ね順調	(福祉総務課) 活動しているボランティアの高齢化が否めないため、ボランティアの養成講座を実施する。また、ボランティアのスキルアップ研修は継続して実施する。 (健康増進課) 市広報紙等を通じて「シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会」及び「元気アップ体操指導員養成講座」の参加者を募集し、指導員の育成を行う。	
	7			1-1-2	(2)	○人材バンク制度の登録推進 (知識・技能・経験を活かす)	文化・生涯学習課	文化・生涯学習課	市広報紙及び市公式ホームページで事業を周知する。 (令和4年度紹介実績：4回→令和5年度目標値・10回)	利用希望者・講師とも、直接連絡を取ることに不安を感じるという理由で紹介まで至らないケースもあり、個人情報に対するセキュリティ意識が高い現代社会には馴染まないシステムとなっている。 令和5年度人材バンク講師紹介件数：3件	課題がある	市広報紙及び市公式ホームページで事業を周知する。 (令和5年度紹介実績：3回→令和6年度目標値：5回)
	8			1-1-2	(3)	○介護支援専門員連絡協議会での専門研修	健幸長寿課	福祉総務課	介護支援専門員の資質向上を目的に、介護支援専門員連絡協議会と連携し、専門研修を実施する。	地域包括支援センターや介護支援専門員連絡協議会と連携し、専門研修を実施した。 市主催：1回 地域包括支援センター主催：1回	順調	介護支援専門員の資質向上を目的に専門研修を開催する。

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況（評価）	R6年度の取組計画
9	1-1-2		専門技能等の資質向上	(4)	○障がい福祉サービス事業所連絡協議会での専門研修	社会福祉課	障がい福祉課	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会で行動障害などの困難事例の研修会を通じ、専門技能の向上を図る。	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会において、障がい福祉サービス事業所の管理者や担当者向けの研修会を3回実施。 ・令和5年6月26日 内容：強度行動障害などの困難事例を地域で支える取組「地域の福祉でアゲていこう！」 ・令和5年12月13日 内容：虐待防止研修「これってどうなの？～現場での虐待防止の取組～」 ・令和6年3月22日 内容：令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定に関する勉強会	概ね順調	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会で制度改正や困難事例の研修会を通じ、専門技能の向上を図る。
10	2-1-1	人々がつながる交流機会の促進	住民同士の交流機会創出（他者とつながる）	(1)	○地域子育て支援センターにおける子育て世帯の交流の促進	こども家庭課	保育課	各地域子育て支援センターごとに、季節の行事や親子で参加できるイベントを企画し、子育て世帯の交流の場の提供を行う。	市内にある各支援センターにおいて、毎月施設ごとに特色ある行事・イベントを実施し、利用者から好評を得ている。	順調	それぞれの地域子育て支援センターにおいて、専門の講師を招いた講習や、時節に合った行事・イベントを企画し、0～2歳児の親子が交流できる場を提供する。
11	2-1-1			(2)	○高齢者ふれあいサロン活動を運営する団体等への支援	健幸長寿課	福祉総務課	15団体の活動を引き続き支援していくとともに、新たな活動団体を広報紙等において募集を行い事業の趣旨に合致する団体に対して、支援を開始し、高齢者が気軽に立ち寄れる場（サロン）を増やしていく。	令和5年度はこれまでの支援していた15団体（そのうち1団体は休止後、終了となった）に加え、4団体の相談を受け1団体が開始し、2団体は令和6年度からの開始となった。令和6年度から1団体が活動時間が短縮することによる支援の辞退の申し出を受けた。	順調	令和6年度は16団体の支援（新規2団体）を引き続き行っていく。また、新たに事業の趣旨に合致した団体を支援することで、高齢者の「通いの場」を拡大する。
12	2-1-1			(3)	○地域コミュニティ協議会が実施する行事や催し物などへの支援	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	地域担当職員を中心に行事や催し物の支援を行う。	地域コミュニティ協議会が実施する行事などへ地域担当職員が参加し支援を行った。また、令和5年度からは、担当外の地域コミュニティ協議会の行事（イベント）への参加も地域担当職員へ打診した。	概ね順調	地域担当職員を中心に地域コミュニティ協議会が実施する行事や催し物の支援を行う。
13	2-1-1			(4)	○小中学校におけるあいさつ声かけ運動の促進	文化・生涯学習課	文化・生涯学習課	協力団体への周知を強化する。（令和4年度実績：7月、11月の2回合計92名→令和5年度目標値100名）	協力団体への周知を強化し、2回（7月、11月）実施した。 令和5年度実績：69名（2回の合計）	概ね順調	協力団体への周知を強化し、実施する。（令和5年度実績：69名→令和6年度目標値：100名）
14	2-2-1	高齢者の相談支援	断らない相談窓口	(1)	○福祉の総合相談窓口の設置	社会福祉課	福祉総務課	令和7年度の窓口設置に向け、先行自治体の実施状況を調査したうえで、市の方向性を検討し、報告書を作成する。	先行自治体の実施状況を調査し、それを踏まえた市の方向性を検討し、概要をまとめた。また、その内容について、庁議で承認を得た。	順調	福祉コンシェルジュが配置当初から支障なく対応に当たれるよう、業務マニュアルを作成する。
15	2-2-1			(2)	○地域包括支援センターにおける相談支援	健幸長寿課	福祉総務課	令和5年度から、東部及び西部地域包括支援センターの業務委託を開始したことに伴い、各包括支援センターと相談体制の強化を図っていく。	地域包括支援センターを業務委託し、総合相談窓口を2箇所を増設することで、相談体制の充実を図った。	順調	引き続き、2箇所の地域包括支援センターで相互相談支援事業を行い、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等につなげていく。
16	2-2-1			(3)	○在宅医療連携相談室（龍ヶ崎市医師会）との連携による相談支援	健幸長寿課	福祉総務課	地域包括支援センター（介護面の相談窓口）と連携する医療面での相談窓口として、以下を所掌する。 ・在宅医療を始めたい場合や、自宅での療養生活などに関する各種相談対応 ・退院時の療養支援 ・在宅医療や多職種連携の展開を促進、サポートする拠点体制の整備（連携調整） ・地域の医療・介護資源の情報収集、提供 ・市民向けの、地域包括ケアシステムの普及啓発に関する企画	在宅医療連携相談室を開設し、医療面での相談を受け、関係機関につなげた。相談件数は増加傾向にあり、迅速な対応をするため、地域包括支援センターと連携を図った。 相談件数：45件	概ね順調	引き続き、地域包括支援センターと連携を図りながら、相談しやすい体制づくりを行う。
17	2-2-1			(4)	○基幹相談支援センターにおける相談支援	社会福祉課	障がい福祉課	精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置し、相談者に対して適切な支援などを行う。	精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置し、相談者に対して相談支援などを行った。	概ね順調	精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置し、相談者に対して適切な支援などを行う。
18	2-2-1			(5)	○障がい者相談員による相談対応	社会福祉課	障がい福祉課	相談員が、適切な相談・助言・指導を行えるように、県が実施する研修会への参加を通じて、相談に必要な知識の向上を図る。さらに、相談窓口において、手帳取得時等に相談員の周知を行う。	障がい者相談員を配置。 身体障がい者相談員 3人 知的障がい者相談員 2人 また、障害者福祉団体リーダー研修会に参加し、茨城県における障害者福祉施策の動向を知ることで、相談に必要な知識の向上を図った。	概ね順調	相談員が、適切な相談・助言・指導を行えるように、県が実施する研修会への参加を通じて、相談に必要な知識の向上を図る。さらに、相談窓口において、手帳取得時等に相談員の周知を行う。

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況（評価）	R6年度の取組計画
19	2-2-1	相談支援体制の維持・充実	子どもや保護者の相談支援	(6)	○子育て支援コンシェルジュによる情報提供	こども家庭課	保育課	保育課内に、子育て支援コンシェルジュを配置し、保育ニーズや家庭状況に合うサービスの情報提供を行うとともに、駅前こどもステーション、さんさん館等でも定期的に巡回相談を実施する。子育てサークルの育成等の検討を行う。	・子育て支援コンシェルジュによる子育て支援センターへの出張相談を実施した。 さんさん館子育て支援センター 月4回不定期：延べ322件 駅前こどもステーション子育て支援センター 月3回不定期：延べ184件 相談内容・・・保育園・幼稚園の入園や転園、保育料、一時保育、各種助成制度の利用方法、様々な育児相談、家庭相談 ・「双子の会」を新たに開設し、双子育児の大変さや楽しさを、双子の保護者同士で共有する場を設けた。	順調	育児に悩みを抱える保護者に対し、子育て支援コンシェルジュから、保育ニーズや家庭状況に合うサービスの情報提供を行う。また、より相談しやすい環境を整備するため、駅前こどもステーションやさんさん館において定期的に巡回相談を実施する。巡回相談の一環として、栄養士や歯科衛生士を招き、専門的な相談にも対応できるよう努める。
20	2-2-1			(7)	○専門相談機関（地域子育て支援センター、保健センター、つぼみ園など）と連携した相談支援	社会福祉課 こども家庭課 健康増進課	こども家庭課（保育課） （障がい福祉課） （健康増進課）	（こども家庭課） 関係部署との情報共有を密に行い、児童及び保護者への切れ目ない支援に努める。	（こども家庭課） 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、子育てに必要な情報提供や助言を行った。関係部署と情報共有しながら、子育て世代に対して包括的な支援を行った。また、R7.4.1から「こども家庭センター」を設立するため、必要な人員確保や、国から示されている事業の詳細について調査し、課題等を整理・検討した。	順調	（こども家庭課） 関係部署との情報共有を密に行い、妊産婦、子育て家庭、児童の包括的な支援に努める。 R7.4.1の「こども家庭センター」開設に向けて、引き続き、必要な人員確保や、課題等を整理・検討する。
21	2-2-1			(8)	○妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない相談支援	こども家庭課	こども家庭課	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目なく伴走型相談支援を実施する。 個々のニーズに合わせて、必要なサービスについて情報提供を行う。	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠届出時・妊娠8か月時・出産後赤ちゃん訪問等で相談支援を行った。産後うつ病や乳児虐待を予防するため、産後ケア事業や産前産後家事等支援事業の紹介を行った。	順調	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目なく伴走型相談支援を実施する。 個々のニーズに合わせて、必要なサービスについて情報提供を行う。
22	2-2-1			(9)	○子どもの虐待に関する相談・対応	健康増進課	こども家庭課	児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。	市広報紙や市公式ホームページ、リーフレットの配布を通して認識を深め、防止に向けた意識啓発を行った。 児童相談所及び関係各課で構成される5者会議を年6回開催し、定期的に進行管理が必要なケースについて協議した。個別に対応が必要なケースについては、ケース検討会議を開催し、関係機関との情報共有と援助方針を決定した。 児童虐待相談、養護相談を家庭児童相談員が対応し、要支援家庭に対して定期的な訪問を行った。 関係機関との連携を強化し、児童に関する教育、虐待等の様々な相談に対し、適切な助言や指導を行った。	順調	児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。
23	2-2-1			(10)	○スクールソーシャルワーカーの派遣（ヤングケアラーを含む児童・生徒への相談支援）	教育センター	教育センター	・毎月実施の龍の子支援会議や各学校からの情報・要請により、学校訪問、家庭訪問、コンサルテーション等の支援を行う。	・年間9回の龍の子支援会議にスクールソーシャルワーカー（SSW）も参加した。学校訪問や家庭訪問での情報を関係各課の担当者と共有し、多面的に児童生徒や家庭を支援する方策を考えることができた。 SSW実績 学校訪問：72回 家庭訪問：36回 学校主催ケース会議参加：126回 関係機関等主催ケース会議参加：64回	概ね順調	各学校からの情報や支援要請により、学校訪問や家庭訪問、コンサルテーション等の支援を行う。 龍の子支援会議（年9回）に参加し、関係各課と連携して児童生徒や家庭の支援策を検討する。
24	2-2-1	(11)	○生活困窮者への自立相談支援の実施	生活支援課	保護課（R6～） R5：福祉総務課	生活困窮者の自立を目指し、相談者の状況に合った相談体制の構築を行い、相談者の主訴に合った支援を目指していく。	自立支援相談員を配置し、67件の相談対応を行った。相談者の主訴に応じて、各制度の担当者・支援員と連携し、支援を行った。	概ね順調	生活困窮者の自立を目指し、相談者の主訴に合った支援を行っていく。		

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況（評価）	R6年度の取組計画
25	2-2-1	その他の相談支援		(12)	○生活保護相談者・被保護者等への自立支援プログラムの実施	生活支援課	保護課 福祉総務課	（保護課） 管内の被保護世帯のうち、稼働能力があり常時継続した指導を要する被保護者の状況を把握し、自立支援プログラムの実施に向け、支援対象者の絞り込みを実施する。 （福祉総務課） 生活保護要保護者である相談者については、稼働能力・資産の活用を可能な限り行うことが重要であるため、自立支援プログラムの支援策にて相談者の状況に合った支援ができる体制を目指していく。	被保護者のうち4名を支援対象者に選び、自立支援プログラム支援員による事前評価を行い、自立に向けた助言を行った。要保護者については、福祉総務課及び保護課の両課の連携により様々な相談対応ができる体制を構築した。	概ね順調	対象者への導入面接・事前評価に力を入れ、個々の状況に応じた支援プログラムを幅広く提供できるよう取り組んでいく。
26	2-2-1			(13)	○法律相談の実施	市民窓口課	市民窓口課	市民に対して無料の法律相談を実施。市広報紙及び市公式ホームページに掲載し周知を図る。 ・年度内33日実施、1日あたり8名まで	市民対象の無料法律相談を実施した。相談者数の総計：240名（年度内33日実施、1日あたり8名まで）	順調	市民に対して無料の法律相談を実施。市広報紙及び市公式ホームページに掲載し周知を図る。 （年度内33日実施、1日あたり8名まで）
27	2-2-2	包括的なケアの推進		(1)	○地域ケア会議の充実	健幸長寿課	福祉総務課	地域包括支援センターが委託になったことを受け、地域ケア会議の業務を委託包括が担当することになった。引き続き、他課や関係機関と連携を図り、専門職種間で地域での課題を検討する。	地域ケア会議を地域包括支援センターが中心となり、開催した。個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域課題の抽出を行った。 地域ケア会議：8回/年 地域ケア推進会議1回/年	概ね順調	引き続き、地域課題の抽出を明確にすることを目的として、関係機関や他課と連携を図りながら、地域ケア会議を開催する。
28	2-2-2			(2)	○在宅医療・介護連携の推進	健幸長寿課	福祉総務課	いつまでも住み慣れた地域での生活が継続できるよう、それを支援する基盤としての多職種連携を実施していく。 「在宅医療・介護連携推進会議」として各部会において連携を図っていく。	在宅医療・介護連携推進会議として「認知症初期集中支援チーム検討委員会」「地域ケア部会」「連携推進部会」の3つの部会で活動し、多職種連携を図った。 連携推進部会 5回 研修会 1回	概ね順調	医療と介護の連携を強化するため、専門職（介護職）向けの研修会や連携のツールの検討を行う。
29	2-2-2			(3)	○認知症施策の推進（認知症サポーター養成講座、オレンジカフェ、専門医療機関の設置）	健幸長寿課	福祉総務課	・認知症サポーター養成講座に関しては、教育機関や商業施設等に対して普及啓発を継続して実施する。 ・認知症ケアパスを市民への情報提供ツールの一つとして、相談等にて活用をする。 ・認知症初期集中支援チーム活動に関しては、引き続き、関係機関や包括内でも連携を図り実施していく。	高校生や商業施設従業員等を対象に認知症サポーター養成講座を実施した。認知症の相談があった際には認知症ケアパスを活用し、対応を行った。認知症初期集中支援チームの活動について、地域包括支援センターや関係機関と連携を図った。	概ね順調	認知症サポーター養成講座を通じて認知症の普及啓発を進める。 認知症初期集中支援チーム活動について、引き続き関係機関と連携を図る。 認知症地域支援推進員の活動の拡充を行う。
30	2-2-2			(4)	○生活支援サービスの体制整備	健幸長寿課	福祉総務課	生活支援コーディネーター事業を社会福祉協議会に委託し、実施していく。	高校生や商業施設従業員等を対象に認知症サポーター養成講座を実施した。認知症の相談があった際には認知症ケアパスを活用し、対応を行った。認知症初期集中支援チームの活動について、地域包括支援センターや関係機関と連携を図った。	概ね順調	生活支援コーディネーター事業について、委託先である社会福祉協議会と連携を図り、事業を推進する。
31	2-2-2			(5)	○生活支援体制整備事業の実施に向けた協議・検討	健幸長寿課	福祉総務課	生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託し、社会資源を整理していく。新規協議体を増やしていく。	生活支援コーディネーター事業を社会福祉協議会に委託した。第2層コーディネーターの配置及び当該事業の理解を深めるための研修会を実施した。	概ね順調	生活支援コーディネーターが中心になり、第2層協議体活動の充実を図る。
32	2-2-2	地域福祉に関する連携体制づくり	地域と関係機関との連携	(6)	○地区活動拠点指定職員による地域との連携	危機管理課	防災安全課	年度当初に、人事異動や職員の住居変更に伴い、令和5年度の地区活動拠点指定職員の修正を実施。  7月 地区活動拠点指定職員向け研修会 9月～12月 各地区防災訓練への参加・地区活動拠点指定職員初動対応訓練	7月に地区活動指定職員研修を実施した。実際に各コミュニティセンターに赴き、防災ボックス、防災井戸、蓄電池や発電機の確認を行い、施設内点検、MCA無線の通信訓練や避難所受付訓練を行うなど、実践型の研修とした。これにより、コミュニティセンター職員や地区の防災担当者との顔合わせや意見交換を行うなど、地区との連携の強化を図ることができた。各コミュニティ協議会や市総合防災訓練に参加し、訓練指導やサポートを行うなど、市民の防災意識の向上に大いに貢献した。	順調	年度当初に、人事異動や職員の住居変更に伴い、令和6年度の地区活動拠点指定職員の修正を実施。  7月 地区活動拠点指定職員向け座学研修 9月 地区活動拠点指定職員向け実地研修 9月～12月 各地区防災訓練への参加・地区活動拠点指定職員初動対応訓練
33	2-2-2			(7)	○救急医療情報安心キットの配付	社会福祉課 介護福祉課	福祉総務課 障がい福祉課	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時における直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行っている。 （障がい福祉課） 障害者手帳配布時に周知を図る。	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査における事業案内や勧奨のほか、介護従事者や民生委員等の事業協力者による日常的な活動の中での事業案内や勧奨により、利用者の増加に繋がった。 R5配布：358人 （障がい福祉課） 窓口において、障害者手帳配布時にキットの説明を行い、希望者に配布した。 R5配布：6人	概ね順調	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時における直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行っている。 （障がい福祉課） 障害者手帳配布時に周知を図る。

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況（評価）	R6年度の取組計画	
34	2-2-2		その他の連携体制	(8)	○ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与	社会福祉課 介護福祉課	福祉総務課 障がい福祉課	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時における直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力者が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行っている。 （障がい福祉課） 相談窓口等において周知を図る。	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時における直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力者が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行った。 R5全設置件数：272人（うち新規：34人） （障がい福祉課） 相談窓口において、システムの利用が適当だと思われる方に案内を行った。 R5全設置件数：2人（うち新規：0人）	概ね順調	（福祉総務課） 訪問による高齢者実態調査時における直接的な事業案内や勧奨を行うとともに、介護従事者や民生委員等の事業協力者が日常的な活動の中で事業案内や勧奨を行っている。 （障がい福祉課） 相談窓口等において周知を図る。	
				(9)	○障がい者にかかわる関係機関（地域包括支援センター、保健所、指定特定相談支援事業所）との連携	社会福祉課	障がい福祉課	ひきこもり、発達障がいなど、障がい者に関する相談が多岐にわたることから、専門相談機関と連携し、支援する。	相談を聞いたうえで、その内容に応じて必要な相談機関につなぎ、一人ひとりに合った支援を行った。	概ね順調	ひきこもり、発達障がいなど、障がい者に関する相談が多岐にわたることから、専門相談機関と連携し、支援する。	
				(10)	○NET119緊急通報システムの運用	社会福祉課	障がい福祉課	身体障害者手帳配布時（聴覚機能障がい、言語機能障がいの方）や、相談窓口等において周知を図る。	窓口において、NET119緊急通報システムの説明を行い、案内を行った。 令和5年度受付 2件	概ね順調	身体障害者手帳配布時（聴覚機能障がい、言語機能障がいの方）や、相談窓口等において周知を図る。	
37	2-3-1	受け手に伝わる情報発信・情報伝達	情報発信・情報提供に関する取組	(1)	○地域コミュニティ協議会や住民自治組織による地域活動の情報収集と周知	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	中核的な地域コミュニティが開催するイベントや各種講座について、市公式ホームページや市広報紙に掲載し周知を行う。	地域コミュニティ協議会が開催するイベントや講座の案内を市公式ホームページや市広報紙に掲載し周知を行った。 市公式ホームページ掲載件数：6件 市広報紙「りゅうほー」掲載件数：65件	概ね順調	中核的な地域コミュニティが開催するイベントや各種講座について、市公式ホームページや市広報紙に掲載し周知を行う。	
38	2-3-1			(2)	○市民活動に関する情報提供	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	市民活動を推進するための拠点施設として、市民活動センターが中心となり、市民活動に関する情報の収集や、その発信・提供も行うことで、市民活動（NPO活動等）を始めたい方や実施している方のサポートを積極的に行う。	市民活動センター公式サイト及び広報紙「ひびき」にて、市民活動に関する情報を発信・提供するほか、センター施設内にて資料を掲示した。また、各種講座を開催し、市民活動を始めたい方や実施している方のサポートを行った。	概ね順調	市民活動を推進するための拠点施設として、市民活動センターが中心となり、市民活動に関する情報の収集や、その発信・提供も行うことで、市民活動（NPO活動等）を始めたい方や実施している方のサポートを引き続き、積極的に行う。	
39	2-3-1			(3)	○地域福祉情報ポータルサイトの内容充実	健幸長寿課	福祉総務課	内容の充実とともに、専門職向けのサイトの活用を検討していく。	地域の社会資源を調査し、市民活動、NPO活動等の公的以外のサービス情報を追加した。また、龍ヶ崎市介護支援専門員連絡協議会の協力で「社会資源の活用」としてサイト利用の普及啓発を市民に行った。 （ユーザー登録数：9,154人/年）	見直しが必要	介護の情報や公的以外のサービス情報を追加したが、医療と障がいの情報は更新されていない。医療・介護・障がいの情報の活用状況を確認し、今後の方向性を検討していく。	
40	2-3-1			(4)	○『子育てガイド』による情報提供	こども家庭課	こども家庭課	市内の保育所等や医療機関の一覧、助成制度など、子育てに役立つ情報を掲載している。今年度は内容の見直しを行い、最新の情報を提供する。	市で実施している子育てに関する事業や保育所等の最新情報をとりまとめ、改訂版となる「子育てガイド2024-2025」を2,000部作成した。	順調	市公式ホームページ等で子育てガイドの周知を行う。 こども家庭課窓口で母子健康手帳交付時に併せて配布するとともに、地域子育て支援センター事業を実施している保育園で配布するなど、積極的に情報提供を行う。	
-	2-3-1			(5)	○子育て支援コンシェルジュによる情報提供（再掲）	こども家庭課	保育課	再掲（19）	再掲（19）	再掲（19）	再掲（19）	再掲（19）
41	2-3-1			(6)	○「龍ヶ崎市の障がい者福祉サービス」や「社会資源マップ」などによる情報提供	社会福祉課	障がい福祉課	掲載情報の更新を行う。	龍ヶ崎市の障がい者福祉サービス事業所について更新を行った。	概ね順調	掲載情報の更新を行う。	
42	2-3-1			(7)	○「龍ヶ崎市の高齢者福祉サービス」などによる情報提供	介護福祉課	福祉総務課	関係課等に対して、サービス内容の追加や変更等についての確認を行い、改訂版を作成する。また、広く市民への情報提供を図るため、窓口での配布に加えて公共施設への配架を行う。	関係課等に対して、サービス内容の追加や変更等についての確認を行い、年度内に2度改訂版を作成した。また、広く市民への情報提供を図るため、窓口での配布に加えて公共施設への配架や出前講座での配付を行った。	順調	関係課等に対して、サービス内容の追加や変更等についての確認を行い、改訂版を作成する。今年度においても、新規事業等を追加して、より充実した内容とすることを目指す。また、広く市民への情報提供を図るため、窓口での配布に加えて公共施設への配架や出前講座での配付を行う。	
43	2-3-1			(8)	○外国語版「ごみの出し方」の提供	環境対策課	生活環境課	市役所窓口を訪れた外国人の方が、外国語版ごみの出し方パンフレットを手にとって頂けるよう、関係各課と連携し窓口の分かりやすい所にパンフレットの配置を行う。	市民窓口課、東部出張所、西部出張所、市民窓口ステーションの窓口で配布を行い、情報発信の強化を実施した。	課題がある	ごみ出しパンフレットの対応言語が限られているため、すべての外国人への対応が困難である。ごみ出しパンフレットとともに多言語翻訳機能を備えた無料アプリ「Catalog Pocket」を活用し、多言語での情報提供を行う。	
44	2-3-1			(9)	○市公式ホームページでのユニバーサル対応 多言語自動機械翻訳 音声読み上げ 広報紙「りゅうほー」音訳版の掲載 色合いの変更	シティセールス課	秘書広聴課	アクセシビリティに配慮し、表示サイズ変更、文字や画像の色変更、音声読み上げ、ふりがな機能を備えた「ZoomSight」を搭載し、市公式ホームページを公開する。	障がいのある方や高齢者が容易に利用できるよう、アクセシビリティに考慮し、市公式ホームページを公開。 閲覧回数：4,013,794回（年間）	順調	アクセシビリティに配慮し、表示サイズ変更、文字や画像の色変更、音声読み上げ、ふりがな機能を備えた「ZoomSight」を搭載し、市公式ホームページを公開する。	

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況（評価）	R6年度の取組計画
45	2-3-1			(10)	○広報紙「りゅうほー」の外国語翻訳版の配信	シティセールス課	秘書広聴課	英語など多言語への翻訳や読み上げ機能を備えたアプリ「Catalog Pocket」により、市広報紙を配信する。	毎月2回（1月は1回）計23回の配信を実施。	順調	英語など多言語への翻訳や読み上げ機能を備えたアプリ「Catalog Pocket」により、市広報紙を配信する。
46	2-3-1			(11)	○市役所窓口での情報保障対応 ヒアリンググループの設置 筆談用機器の設置 手話通訳士の配置	社会福祉課	障がい福祉課	手話通訳士の利用をLINEを経由し行えるようにする。	手話通訳士の利用におけるLINEからの予約環境の構築が完了し、令和5年11月から運用を開始している。	順調	引き続き、機器・システムの活用及び手話通訳士の設置の周知を図る。
47	3-1-1	市民活動・ボランティアの拡充	市民活動団体への支援	(1)	○市民活動センターによる活動支援	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	市民活動団体の活動の拠点となる場の提供や市民活動に関する情報の提供、団体の支援などを行うことを目的に、会議スペースの貸出しや、印刷機・コピー機・パソコン等の供用を行う。また、助成金申請やNPO法人設立に関する相談などの相談事業も行う。市民団体の支援や市民活動の促進を図る。 (R5目標：来館者数18,000人/登録団体数154団体)	利用者は14,077人、登録団体数は137団体となり、ともに目標を下回ったが、利用者数は前年度との比較で417人増加しているほか、新たに10団体が登録された。現況について団体実態調査を実施した結果、コロナ禍の影響で団体活動の廃止が相次いだことを把握し、整理を行ったことが登録団体数減少の要因と考えられる。施設の利用予約なしで気軽に使える「市民交流サロン」を設置するなど、気軽に利用・相談できる環境づくりに努めた。	課題がある	市民活動団体の活動の拠点となる場の提供や市民活動に関する情報の提供、団体の支援などを行うことを目的に、会議スペースの貸出しや、印刷機・コピー機等の供用を行う。また、助成金申請やNPO法人設立に関する相談などの相談事業も行う。引き続き、市民団体の支援や市民活動の促進を図る。 (R6目標：来館者数25,000人/登録団体数142団体)
48	3-1-1			(2)	○市民活動団体に対する財政的支援の実施	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	・令和5年度より新たな補助金制度「市民活動サポート補助金」の運用を開始する。 ・広報紙等で補助金制度の周知を行い、社会に貢献しようと自主的に活動する市民団体に対して経費の一部を補助することで、市民活動の活性化を支援する。 (R5目標：スタートダッシュ支援申請件数3件/ジャンプアップ支援申請件数4件)	従来の補助金制度を見直し、新制度へ移行したことにより、前年度と比較して相談・申請件数は増加傾向にある。申請手続きの簡素化を図ったことで、申請が容易になったことが主な要因だと考えられる。 スタートダッシュ支援申請件数：2件 ジャンプアップ支援申請件数：4件	概ね順調	「市民活動サポート補助金」の運用及び制度に関して更なる周知を行い、市民活動団体の初期や活動の拡充期に行う事業等を支援し、市民の地域活動参加の促進や相互に協力し合う環境づくりを図る。 (R6目標：スタートダッシュ支援申請件数3件/ジャンプアップ支援申請件数6件)
49	3-1-1			(3)	○長寿会活動の推進	介護福祉課	福祉総務課	社会福祉協議会による活動促進の取組の拡充を図るとともに、新規会員の勧誘活動の支援を行う。	社会福祉協議会による活動促進の取組の拡充を図り、新規会員の勧誘活動の支援を行った結果、新規団体が3件結成された。	概ね順調	引き続き、社会福祉協議会による活動促進の取組の拡充を図り、新規会員の勧誘活動の支援を行う。
50	3-1-1		市民活動の活性化	(4)	○まちづくりポイント制度の推進	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	・広報紙等で制度周知及びポイント対象活動の紹介を行う。 ・ポイントシール対象活動の申請を募り、該当団体を通して活動への参加者・協力者へポイントシールを配布し、市民活動の促進を図る。	制度及びポイント対象活動の周知として、市広報紙のレイアウト変更や、対象活動の実施日などの詳細を市公式ホームページに公開した。 また、ポイントシール対象活動の申請を募り、該当団体を通して活動への参加者・協力者へポイントシールを配布し、市民活動の促進を図った。 ポイントシール配付実績：28,745枚	見直しが必要	市民活動に参加する機会づくりとして制度を推進し、市民活動の促進を図る。また、制度運用開始から10年が経過することから、客観的な視点で振り返り、同制度の必要性や今後の方向性等（あり方と内容の見直し等）について検証を行い、市民協働推進委員会での意見等を踏まえ、結論付けを行う。
51	3-1-1			(5)	○まちづくり・つなぐネットの推進	コミュニティ推進課	地域づくり推進課	・広報紙等で事業の周知を行い、登録団体を募る。 ・活動団体と登録団体とのマッチング（橋渡し）を行い、活動を実施。実施後は活動状況を市公式ホームページに掲載し、協力団体を紹介する。	協力団体の登録数は15団体、橋渡し件数は17件（うち雨天中止9件）であり、屋外での環境整備活動（花いっぱい運動）が主な活動となった。 事業及び活動状況の周知について、市広報紙と市公式ホームページに掲載するほか、市公式SNSも活用し、効果的な情報発信に努めた。	概ね順調	・広報紙等で事業の周知を行い、登録団体を募る。 ・活動団体と登録団体とのマッチング（橋渡し）を行い、活動を実施。実施後は活動状況を市公式ホームページに掲載し、協力団体を紹介する。
-	削除		削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除
53	3-1-2			(1)	○障がい福祉サービス提供事業所との連携	社会福祉課	障がい福祉課	障害福祉サービス提供事業所に対する情報提供や個別相談等を通じ、情報を共有し、連携を図る。また、サービス等利用計画書のチェック及び実地指導を行う。	困難ケースについては、事業所と情報共有し、連携を図りながらケース対応を行った。	概ね順調	障害福祉サービス提供事業所に対する情報提供や個別相談等を通じ、情報を共有し、連携を図る。

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況（評価）	R6年度の取組計画
54	3-1-2	福祉サービスの適切な利用促進	福祉サービス提供事業所との連携	(2)	○介護サービス提供事業所との連携	介護福祉課	介護保険課	・保険者たる市と介護サービス事業所との連携や情報交換を密にし、相互の制度解釈や知識を共有することにより、介護サービスの提供の正確化・円滑化を図る。 【介護サービス利用向上ワーキングチームの開催 6回/年】 ・介護給付適正化事業によるケアプラン点検を行い、提供される介護サービスの質の向上や適正化を図る。 【ケアプラン点検実施 9事業所 20プラン】 ・居宅介護支援事業所及び、地域密着型事業所に対し実地指導を行い、介護サービス事業所が適正に運営されていることの確認や、提供される介護サービスの質の向上を図る。 【事業所実地指導 11事業所】	・保険者たる市と介護サービス事業所との連携や情報交換を密にし、相互の制度解釈や知識を共有することにより、介護サービスの提供の正確化・円滑化を図る。 【介護サービス利用向上ワーキングチームの開催 4回/年】 介護給付適正化事業によるケアプラン点検を行い、提供される介護サービスの質の向上や適正化を図る。 【ケアプラン点検実施 10事業所 20プラン】 居宅介護支援事業所及び、地域密着型事業所に対し運営指導を行い、介護サービス事業所が適正に運営されていることの確認や、提供される介護サービスの質の向上を図る。 【事業所運営指導 11事業所】	順調	・保険者たる市と介護サービス事業所との連携や情報交換を密にし、相互の制度解釈や知識を共有することにより、介護サービスの提供の正確化・円滑化を図る。 【介護サービス利用向上ワーキングチームの開催 4回/年】 ・介護給付適正化事業によるケアプラン点検を行い、提供される介護サービスの質の向上や適正化を図る。 【ケアプラン点検実施 10事業所 20プラン】 ・居宅介護支援事業所及び、地域密着型事業所に対し運営指導を行い、介護サービス事業所が適正に運営されていることの確認や、提供される介護サービスの質の向上を図る。 【事業所運営指導 11事業所】
				(3)	○「龍ヶ崎市の障がい者福祉サービス」や「社会資源マップ」などによる情報提供（再掲）	社会福祉課	障がい福祉課	再掲（41）	再掲（41）	再掲（41）	再掲（41）
				(4)	○「龍ヶ崎市の高齢者福祉サービス」などによる情報提供（再掲）	介護福祉課	福祉総務課	再掲（42）	再掲（42）	再掲（42）	再掲（42）
				(5)	○介護支援専門員連絡協議会での専門研修	健幸長寿課	福祉総務課	再掲（8）	再掲（8）	再掲（8）	再掲（8）
				(6)	○障がい福祉サービス事業所連絡協議会での専門研修	社会福祉課	障がい福祉課	再掲（9）	再掲（9）	再掲（9）	再掲（9）
55	3-1-2	福祉サービスの適切な利用促進	その他の支援	(7)	○おはようSUN訪問収集（家庭ごみ戸別訪問収集事業）の実施	環境対策課	生活環境課	年々増加する対象者に対し、職員のみでの事業継続が困難な状況に陥ることが予想されるため、民間事業者の活用等も含め検討を行う。	シルバー人材センターとの間で業務委託の検討を行ったが、受託に係る課題があるため、次年度も現状の業務体制で対応することとなった。	課題がある	本事業は、ごみ収集と併せ安否確認を行うことから、委託により業務実施する方針とした場合には、引き続き民間活用を検討するとともに、効率的な収集作業及び方法を検討する。
-	3-1-2		情報保障に関する取組（再掲）	(8)	○市公式ホームページでのユニバーサル対応 多言語自動機械翻訳 音声読み上げ りゅうほー音訳版の掲載 色合いの変更 ○広報紙「りゅうほー」の外国語翻訳版の配信	シティセールス課	秘書広聴課	再掲（44）	再掲（44）	再掲（44）	再掲（44）
-	3-1-2			(9)	○市役所窓口での情報保障対応 ヒアリンググループの設置 筆談用機器の設置 手話通訳士の配置	社会福祉課	障がい福祉課	再掲（46）	再掲（46）	再掲（46）	再掲（46）
56	3-1-3			(1)	○生活困窮者に対する自立相談支援	生活支援課	保護課（R6～） R5：福祉総務課	生活困窮者の自立を目指し、相談者の状況に合った相談体制の構築を行い、相談者の主訴に合った支援を目指していく。	自立相談支援員を配置し、67件の相談対応を行った。相談者の主訴に応じて、各制度の担当者・支援員と連携し、支援を行った。	概ね順調	生活困窮者の自立を目指し、相談者の主訴に合った支援を行っていく。
57	3-1-3			(2)	○住居確保給付金の支援	生活支援課	保護課（R6～） R5：福祉総務課	住居確保給付金の受給には、求職活動が要件として必要であり、無料職業紹介事業所を活用し、受給者の自立助長を目指す。	令和4年度からの継続者1名、新規5名の計6名の支援を行った。支援中における求職活動状況を確認しながら、自立に向けた相談支援を行った。	概ね順調	必要とされる方への支援策として継続し、無料職業紹介所等を活用しながら自立を支援していく。
58	3-1-3			(3)	○就労準備支援事業の実施	生活支援課	保護課（R6～） R5：福祉総務課	就労体験等を行い、中間就労を行う就労準備支援事業においては、企業等との協力が必要であるため、より一層の連携を強めていくことを目指す。	茨城県社会福祉法人経営者協議会が行っているいばらき生活支援事業にて就労準備支援事業を行っている。本制度において就労体験が可能な事業所は市内に2法人あるものの、利用実績はない状況である。	課題がある	関係機関との協力体制は維持しつつ、今後の本市が行うべき事業展開について検討していく。
59	3-1-3			(4)	○一時生活支援事業の実施	生活支援課	保護課（R6～） R5：福祉総務課	一時的な居場所を提供する一時生活支援事業については、受け入れる施設との連携が重要であり、より密接な連携を目指す。	令和5年1月にNPO法人との一時生活支援事業に関する協定書を締結しているが、利用実績はない状況である。	概ね順調	住居を持たない生活困窮者支援策として継続して受け入れ施設の確保を行っていく。

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況（評価）	R6年度の取組計画		
60	3-1-3	生きづらさに寄り添った支援（孤独・孤立対策）	生活困窮者への支援	(5)	○家計改善支援事業の実施	生活支援課	保護課（R6～） R5：福祉総務課	家計状況の改善により生活の安定を目指す家計改善支援事業では、支援員のよりファイナンシャルな知識が必要となるため、研修等にて知識を習得し、多種多様な相談に対応できる体制を目指す。	事業の実施者は1名であった。支援内容については、月々の収支を明らかにしたことにより、赤字改善を行うために収入増に向けた職業紹介を行い、就労収入による自立を行った。そのほか、国が実施している研修に参加し、家計改善支援員のスキル向上に努めた。	概ね順調	生活困窮から改善できるよう制度を維持していくためにも引き続き相談できる体制を維持していく。		
61	3-1-3			(6)	○無料職業紹介事業の実施	生活支援課	保護課（R6～） R5：福祉総務課	無料職業紹介事業は企業及びハローワーク等の団体と連携し、職業紹介の実施体制を向上させることが重要であるため、より密な連携を目指す。	新規求人事業所の協力により31件の求人票を得ることができ、延べ169件の求人票が登録された。求職者については、28名の求職者に対して、16名が採用決定に至った。	概ね順調	引き続き新規の登録事業所が増やせるように取り組み、求職者の希望に沿った紹介ができるように体制を整えていく。		
62	3-1-3			(7)	○生活困窮者世帯の子ども学習支援	こども家庭課	こども家庭課	支援対象児童等見守り強化事業として生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業（無料塾）、居場所づくり事業（子ども食堂）アウトリーチによる家庭訪問事業をNPO法人に業務委託して家庭状況の把握や食事の提供、困りごと相談などの支援を行う。	NPO法人に業務委託し、学習支援事業として、経済的理由から塾等を利用できない児童・生徒に対し、学習支援・学習習慣の確立へのサポートを行った。また、子どもの居場所づくり事業として、生活困窮世帯の子どもに対して、困りごと相談や食事の提供ができた。経済的困難を抱える家庭の子どもに対して生活支援、学習支援、居場所の提供などと併せて、アウトリーチによる家庭訪問も行い、総合的な支援を行った。	順調	支援対象児童等見守り強化事業として生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業（無料塾）、居場所づくり事業（子ども食堂）アウトリーチによる家庭訪問事業をNPO法人に業務委託して家庭状況の把握や食事の提供、困りごと相談の支援を行う。		
63	3-1-3			(8)	○子どもの居場所づくり事業	こども家庭課	こども家庭課					順調	
64	3-1-3			(9)	○奨学生制度	教育総務課	教育総務課	就学意欲と優秀な素質を持ちながら、経済的な理由により高等学校等への進学や修学が困難な生徒に対し、奨学金を給付する。	奨学金審査会において決定した奨学生に対し、毎月10,000円の奨学金を給付した。 【R5奨学生】市内在住高校生 28名	順調	就学意欲と優秀な素質を持ちながら経済的な理由により、高等学校等への進学や修学が困難な生徒に対し、奨学金を給付する。		
65	3-1-3			自殺対策	(10)	○当事者や家族の相談支援	社会福祉課	障がい福祉課	必要に応じて、医療機関や関係機関と連携を図るとともに、当事者支援と併せて家族支援を並行して行う。	県のよりそい相談支援センターと連携をし、必要なサービスを入れ、本人、家族の支援を行った。	概ね順調	必要に応じて、医療機関や関係機関と連携を図るとともに、当事者支援と併せて家族支援を並行して行う。	
66	3-1-3				(11)	○ゲートキーパー	社会福祉課	障がい福祉課	民生委員児童委員や教職員に対し、自殺予防にかかわるゲートキーパー養成講座を実施し、高齢者や若者の自殺予防に取り組んでいく。	見守りネットワーク情報交換会議において、民生委員、見守りネットワーク協力員の方127名に対して、ゲートキーパー養成講座を実施した。	概ね順調	民生委員児童委員や教職員に対し、自殺予防にかかわるゲートキーパー養成講座を実施し、高齢者や若者の自殺予防に取り組んでいく。	
67	3-1-3			引きこもり支援	(12)	○当事者や家族の相談支援	社会福祉課	障がい福祉課 福祉総務課	引きこもり当事者や家族からの相談窓口として対応し、その際には、状況に応じて支援機関等と連携して対応する。	引きこもり当事者や家族からの相談窓口として対応し、その際には、状況に応じて支援機関等と連携して対応した。	概ね順調	引きこもり当事者や家族からの相談窓口として対応し、その際には、状況に応じて支援機関等と連携して対応する。	
68	3-1-3			ヤングケアラー支援	(13)	○相談支援体制の構築	こども家庭課	こども家庭課	ヤングケアラーの相談窓口として、教育・保育・社会福祉・生活支援等の多機関と連携した対応を行う。	関係各課とスクールソーシャルワーカーによる龍の子支援会議に年9回出席し、それぞれの家庭が必要とする支援について対応策を検討した。個別の支援として、職員による家庭訪問や、医療面・福祉面での行政サービスの案内、NPO法人が実施する食事の支援を紹介した。	順調	ヤングケアラーの相談窓口として、教育・保育・社会福祉生活支援等の多機関と連携した対応を行う。	
69	3-1-3	(14)	○状況やニーズの把握を目的とした児童生徒への実態調査の実施		教育センター	教育センター	・10月までを目途に、市内全児童生徒を対象としたアンケート調査を実施する。	11月末までに、市立小中学生を対象とした「ヤングケアラー実態調査」を実施した。アンケートの回答状況及び聞き取り調査から、教職員が「ヤングケアラーの疑いがある」と判断した児童は8人、生徒は17人であった。	概ね順調	11月末を目途に、市立小中学校児童生徒を対象としたアンケート調査及び教職員による聞き取り調査を実施する。			
70	3-1-3	(15)	○理解の促進、対応力の向上等を目的とした学校教職員対象の研修の実施		教育センター	教育センター	・県政出前講座を活用し、市内教職員を対象とした理解啓発研修を実施する。 ・政府広報オンライン、こども家庭庁の動画をを用いた校内研修の実施を促す。	10月17日に、県庁福祉政策課の県政出前講座を活用し、本県におけるヤングケアラー支援の現状について研修を実施。市立小中学校の生徒指導主事、教頭、養護教諭等20人が参加した。政府広報オンライン、こども家庭庁の動画について生徒指導連絡会で周知し、校内研修での活用を促した。	概ね順調	県福祉政策課、政府広報オンライン、こども家庭庁などのリーフレットや動画を積極的に周知し、校内研修の実施を促す。			
71	3-1-3	(16)	○相談支援体制の構築		社会福祉課	福祉総務課	ケアラーの相談窓口として相談に対応し、その際には、状況に応じて支援機関等と連携してケース対応する。	介護者等からの相談においてケアラーに関する相談があった際には、状況に応じて支援機関等へつなぐほか、連携してケース対応するなど適切な取組を行った。	概ね順調	引き続き、ケアラーの相談窓口として、相談があった際に状況に応じて支援機関等と連携してケース対応する。			

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況(評価)	R6年度の取組計画
72	3-1-3		ケアラー支援	(17)	○情報伝達、困りごとの共有、孤立化防止、健康教育などを目的とした「介護者のつどい」の実施	健幸長寿課	福祉総務課	情報提供、困りごとの共有や問題解決のヒント、孤立化防止、健康教育などを目的とした「介護者のつどい」を実施する。	介護をしている方が集い、日頃の思いや経験など情報交換をしながら、互いに励ましあい相互交流を図った。介護を終えた方の参加もあり、経験談やアドバイスなど参考になる情報交換となった。 (23回/年、累計参加者 157人)	順調	引き続き、介護している方への情報提供、孤立化防止、交流の場として「介護者のつどい」を実施する。
73	3-1-4	権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進	(1)	○権利擁護支援の中核機関・地域連携ネットワークの構築	社会福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 障がい福祉課	関係機関が連携するネットワークとして、成年後見制度利用促進会議を開催する。	(福祉総務課) 成年後見制度利用促進会議を開催し、ネットワークの構築に努めた。 (障がい福祉課) ※福祉総務課と同じ	概ね順調	(福祉総務課) 引き続き、成年後見制度利用促進会議を開催し、ネットワークの強化に努める。 (障がい福祉課) ※福祉総務課と同じ
74	3-1-4			(2)	○成年後見制度利用支援事業	社会福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 障がい福祉課	成年後見制度の利用が必要な方や後見人の報酬助成が必要な案件については、制度利用が適切に行えるよう支援する。	(福祉総務課) 成年後見制度市長申し立てや成年後見人への報酬助成を適切に行った。 (障がい福祉課) 相談内容に応じ成年後見制度の説明を行った。 また、病院や施設から、入院・入所者の成年後見開始の申立の相談を受け、市長申立の手続きを行った。 市長申立件数 3件 後見人への報酬 0件	概ね順調	(福祉総務課) 引き続き制度が必要と思われる方の支援を行う。 (障がい福祉課) ※福祉総務課と同じ
75	3-1-4			(3)	○制度の周知・啓発、安心して利用できる環境の整備	社会福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 障がい福祉課	引き続き、講座や広報を利用し、制度の理解・普及に努める。	(福祉総務課) 講座の開催、広報紙の利用で制度の理解促進、普及啓発に努めた。 (障がい福祉課) 相談内容に応じ成年後見制度の説明を行った。	概ね順調	(福祉総務課) 引き続き、講座や広報を利用し、制度の理解・普及に努める。 (障がい福祉課) ※福祉総務課と同じ
76	3-1-4			(4)	○相談体制の強化	こども家庭課 介護福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 こども家庭課		(福祉総務課) 総合相談の段階から、虐待リスクが高いと思われる案件については、早期からの介入に努めた。有事の際に迅速な対応ができるよう、警察や関係機関と事前に情報共有・連携を行った。 (こども家庭課)【再掲】 市広報紙や市公式ホームページ、リーフレットの配布を通して認識を深め、防止に向けた意識啓発を行った。 児童相談所及び関係各課で構成される5者会議を年6回開催し、定期的に進行管理が必要なケースについて協議した。個別に対応が必要なケースについては、ケース検討会議を開催し、関係機関との情報共有と援助方針を決定した。 児童虐待相談、養護相談を家庭児童相談員が対応し、要支援家庭に対して定期的な訪問を行った。 関係機関との連携を強化し、児童に関する教育、虐待等の様々な相談に対し、適切な助言や指導を行った。	順調	(福祉総務課) 引き続き、地域包括支援センターと連携を図る。総合相談等の段階から、虐待リスクの高い案件や虐待が疑われる案件については介入・対応を行う。さらに必要に応じ事前に警察等と情報共有し、有事の際円滑に連携・協力ができるよう努める。 (こども家庭課)【再掲】 児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。
77	3-1-4		虐待の防止	(5)	○虐待の早期発見・早期対応	こども家庭課 介護福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 こども家庭課		(福祉総務課) 委託包括と連携し、総合相談等から虐待リスクの高い案件、虐待が疑われる案件については、早期に見つけ予防・対応を行う。さらに事前に警察等と情報共有をし、有事の際スムーズに連携・協力体制が整うようにする。 (こども家庭課)【再掲】 児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。	順調	(福祉総務課) 引き続き、地域包括支援センターと連携を図る。総合相談等の段階から、虐待リスクの高い案件や虐待が疑われる案件については介入・対応を行う。さらに必要に応じ事前に警察等と情報共有し、有事の際円滑に連携・協力ができるよう努める。 (こども家庭課)【再掲】 児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。
78	3-1-4		(6)	○関係機関との連携・協力体制の強化	こども家庭課 介護福祉課 健幸長寿課	福祉総務課 こども家庭課		(福祉総務課) 委託包括と連携し、総合相談等から虐待リスクの高い案件、虐待が疑われる案件については、早期に見つけ予防・対応を行う。さらに事前に警察等と情報共有をし、有事の際スムーズに連携・協力体制が整うようにする。 (こども家庭課)【再掲】 児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。	順調	(福祉総務課) 引き続き、地域包括支援センターと連携を図る。総合相談等の段階から、虐待リスクの高い案件や虐待が疑われる案件については介入・対応を行う。さらに必要に応じ事前に警察等と情報共有し、有事の際円滑に連携・協力ができるよう努める。 (こども家庭課)【再掲】 児童虐待の相談や通報に対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集、児童相談所などの関係機関と連携して問題解決に向けて支援を行う。	
79	3-1-4		消費者被害の防止	(7)	○消費生活センターの相談体制、関係機関連携の強化	健幸長寿課 商工観光課	商工観光課	・相談体制を強化するため、消費生活相談員が参加する研修を支援する。 (R4年度末実績:16件→R5年度末目標:20件) ・相談者からの相談内容に応じて、適宜、関係機関と連携を行う。 (R4年度末実績:2件→R5年度末目標:5件)	多様化する消費者被害に対応するため、消費生活相談員を対象とした研修25件の支援を行った。また、相談内容に応じ、警察・法律事務所・関係課と連携し、計18件の情報提供やあっせんを実施した。	順調	・相談体制を強化するため、消費生活相談員が参加する研修を支援する。 (R5年度末実績:25件→R6年度末目標:25件) ・相談者からの相談内容に応じて、適宜、関係機関と連携を行う。 (R5年度末実績:18件→R6年度末目標:20件)
80	3-1-4		(8)	○消費者被害防止に関する啓発活動の推進	健幸長寿課 商工観光課	商工観光課	・多様化する消費者被害に対応するため、若年層から高齢者までの各世代に向けて啓発を実施する。 (R4年度末実績:16件→R5年度末目標:20件)	各世代に向けて、出前講座7件、市内イベントにおける街頭啓発15件、啓発冊子の配架4件、計26件の啓発を実施した。そのほか、広報紙やSNS等も活用し、広く情報発信を行った。	順調	・多様化する消費者被害に対応するため、若年層から高齢者までの各世代に向けて啓発を実施する。 (R5年度末実績:26件→R6年度末目標:26件)	

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況（評価）	R6年度の取組計画
81	4-1-1	防災対策の充実	防災対策の充実	(1)	○自主防災組織や地域コミュニティにおける防災訓練・防災啓発	危機管理課	防災安全課	6～9月 防災訓練の打合せ 9～12月 防災訓練開催 11月 川原代地区との総合防災訓練 通年 出前講座の開催 ◎実施主体である地域コミュニティ協議会や自主防災組織の会合に赴き、企画立案や準備の補助を実施する。 ◎地区における防災力の強化に向け、コミュニティ協議会や自主防災組織からの要請に応じ、出前講座を開催し、防災に対する意識啓発を行う。	出水期（6～10月）から年末頃にかけて各地区のコミュニティ協議会や自主防災組織から依頼があった際に防災訓練や出前講座を行い、防災知識の向上及び意識啓発活動を行った。 防災訓練：38回／出前講座：15回 市の総合防災訓練として、川原代地区の小貝川氾濫を想定した水害訓練では、高台への避難先として駒馬台地区にも協力を得て合同で実施した。災害発生から避難までの実践的な訓練により、参加者の実際の行動をイメージできるとともに防災意識の向上に寄与した。 地域コミュニティ、防災士、民生委員・児童委員と防災をテーマにグループワークを行い、地区の防災体制について考え方の共有を図った。	順調	4～9月 防災訓練の打合せ 9～12月 防災訓練開催 11月 地域コミュニティ協議会（地区未定）との総合防災訓練 通年 出前講座の開催 ◎実施主体である地域コミュニティ協議会や自主防災組織の会合に赴き、企画立案や準備の補助を実施する。 ◎地区における防災力の強化に向け、コミュニティ協議会や自主防災組織からの要請に応じ、出前講座を開催し、防災に対する意識啓発を行う。 ◎テーマを選定し、防災士等と意見交換を行い、防災意識の向上を図る。 ◎防災に関する研修会や地域の防災訓練で活躍できる人材を育成する研修会を実施する。
82	4-1-1			(2)	○地区防災計画の作成・訓練の実施	危機管理課	防災安全課	通年 各地区への地区防災計画の作成に向けた説明会及び作成支援 防災会議において各地区の地域防災計画を報告	長山地区、久保台地区において策定済。現在、川原代地区、松葉地区において策定を行っている状況。 R5年度までに全13地区のうち6地区が策定を終えている。	順調	通年 各地区への地区防災計画の作成に向けた説明会及び作成支援 防災会議において各地区の地域防災計画を報告
83	4-1-1			(3)	○自主防災組織に対する補助金交付	危機管理課	防災安全課	5月 龍ヶ崎市自主防災組織連絡協議会総会において補助金制度の周知・啓発 通年 補助金活用を希望する自主防災組織に対する相談、手続対応等 ◎自主防災組織の結成や活動状況に応じた補助金の活用方法について相談を受けながら、制度の案内、手続対応を行う。 【補助金交付内容】 ・自主防災組織結成時 資機材等整備事業…30万円 結成事業…5万円 ・補助金交付後20年を経過した自主防災組織 資機材等整備事業…15万円	補助金交付後20年を経過した自主防災組織から資機材整備の申請があり補助を行った。このことにより、各自主防災組織ごとに資機材の点検、把握、新たな確保の機会となり、さらなる防災意識の向上に寄与した。 自主防災組織数－10件 申請額－1件あたり15万円 合計150万円	順調	5月 龍ヶ崎市自主防災組織連絡協議会総会において補助金制度の周知・啓発 通年 補助金活用を希望する自主防災組織に対する相談、手続対応等 ◎自主防災組織の結成や活動状況に応じた補助金の活用方法について相談を受けながら、制度の案内、手続対応を行う。 【補助金交付内容】 ・自主防災組織結成時 資機材等整備事業…30万円 結成事業…5万円 ・補助金交付後20年を経過した自主防災組織 資機材等整備事業…15万円
84	4-1-1			(4)	○市民に対する防災・減災に対する意識啓発	危機管理課	防災安全課	市から発信する情報伝達ツールや、大雨・台風シーズンにおける土砂災害や洪水に対する避難方法、地震に対する備えなどに関する記事を年に数回、市広報紙に掲載する。 また、洪水時における避難計画「マイ・タイムライン」の啓発チラシとして、「我が家のタイムライン」を全戸配布する他、防災アプリ「防災龍ヶ崎」の登録啓発として、アプリ登録の二次元コードが印刷されたウェットティッシュを龍ヶ崎市駅において配布するPRキャンペーンを行う。	避難発令をはじめとした情報を受け取るためのツールについて、広報紙や各種SNSツールを通じて周知啓発を行った。 また、水害時や地震時に対する備えを適切な時期に広報紙に掲載し、1年間を通して市民の防災意識が継続して高まるよう工夫をしながら情報発信を行った。 出水期（6～10月）において洪水時避難計画「マイ・タイムライン」の啓発チラシを全戸配布し、洪水からの避難意識について啓発を行った。 防災アプリ「防災龍ヶ崎」の登録啓発用品として作成したウェットティッシュを龍ヶ崎市駅で配布する他、登録手順を表示した三角ポップを公共施設等へ配布した。	順調	市から発信する情報伝達ツールや、大雨・台風シーズンにおける土砂災害や洪水に対する避難方法、地震に対する備えなどに関する記事を年に数回、市広報紙に掲載する。 また、7月に浸水想定区域全域を対象に防災行政無線から避難発令を行い、ニューライナーナ龍ヶ崎に開設した避難所に避難する避難訓練・避難所開設訓練を実施する。 防災アプリ「防災龍ヶ崎」の登録啓発として、ウェットティッシュや三角ポップの配布を行う。
85	4-1-1			(5)	○災害備蓄食の供与	危機管理課	防災安全課	賞味期限が間近になった備蓄食を、防災訓練や防災講話にて配布し、市の備蓄している食糧について周知・広報を行う。	賞味期限が間近になった備蓄食を、防災訓練や防災講話にて配布し、市の備蓄している食糧について周知・広報を行う。	順調	賞味期限が間近になった備蓄食を、防災訓練や防災講話にて配布し、市の備蓄している食糧について周知・広報を行う。
-	4-1-1			(6)	○地区活動拠点指定職員による地域との連携（再掲）	危機管理課	防災安全課	再掲（32）	再掲（32）	再掲（32）	再掲（32）

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況(評価)	R6年度の取組計画
86	4-1-1	防犯対策の充実		(7)	○災害時避難行動要支援者避難支援プランの利用促進	危機管理課 社会福祉課 介護福祉課	防災安全課 障がい福祉課 福祉総務課	(福祉総務課) 新型コロナウイルス感染拡大の状況等を考慮しながら、民生委員による訪問での高齢者実態調査に合わせて、登録勧奨を行うとともに、無回答者対策について検討を行う。また、要支援希望者に対応する支援率100%を目指して、関係課や関係団体との協議・調整を行う。 (障がい福祉課) 手帳交付時に制度の案内を行う。	(福祉総務課) 民生委員による高齢者実態調査に合わせて登録勧奨を実施し利用促進を図るとともに、支援者が未決定の要支援者については、自主防災組織へ支援者選定依頼を行い、支援体制の充実を図った。 (障がい福祉課) 支援者及び要支援者に向けて、避難支援プランについてのパンフレットと計画を送付した。	概ね順調	(福祉総務課) 民生委員による訪問での高齢者実態調査と合わせた登録勧奨を継続する。また、要支援者個別に避難場所を設定し、個別避難計画の作成を進めて行く。 (障がい福祉課) 手帳交付時に制度の案内を行う。
87	4-1-1			(8)	○障がい者と支援者のための防災マニュアルの周知・啓発	社会福祉課	障がい福祉課	防災マニュアルを配布し、周知を図る。	防災マニュアルを窓口に設置し、配布を行った。	概ね順調	引き続き防災マニュアルを配布し、周知を図る。
88	4-1-1		(9)	○地域による防犯活動（防犯連絡員・防犯サポーターによる見守り活動）への支援	生活安全課	防災安全課	・警察署及び防犯連絡員協議会と連携した地域安全キャンペーンを実施する。（4月、12月） ・中学生1日防犯連絡員活動を実施する。（7月下旬～8月上旬、計5日間） ・警察署と連携し防犯サポーターへの情報提供等を行う。 ・上記活動内容に関する周知、広報を行う。	警察署及び防犯連絡員協議会、その他防犯関係団体等と連携した各種キャンペーンを実施し市民の防犯意識高揚を図った。 春の地域安全キャンペーン（5月） ロックの日キャンペーン（6月） 年末の安全・安心まちづくりキャンペーン（12月） 7月下旬から8月上旬にかけて中学生1日防犯連絡員活動を実施。中学校近隣住宅を訪問し防犯の呼びかけを行った。 実施校 市内5中学校 委嘱した中学生 計43名 参加者（中学生、防犯連絡員、警察官、少年指導委員、学校教員、PTA等）計139名 市において不審者発生情報等を把握した際には、警察署に情報提供を行うとともに、対象地域について防犯サポーターによる重点パトロールを行い警戒を強化した。 上記活動内容について市広報紙や市公式ホームページ等において周知を行った。	順調	警察署及び防犯連絡員協議会と連携した地域安全キャンペーンを実施する。（5月、12月） 中学生1日防犯連絡員活動を実施する。（7月下旬～8月上旬） 警察署と連携し防犯サポーターへの情報提供等を行う。 上記活動内容に関する周知、広報を行う。	
89	4-1-1		(10)	○空家の適正な管理の推進	生活安全課	まちの魅力創造課	龍ヶ崎市空家等対策計画に基づき、管理不全な空家等の所有者等に対し情報提供などを行い、空家等の適正な管理の推進を図る。 また、専門家や関係機関等との連携による空家相談会や講演会を開催し、管理不全な空家等の発生抑制を図る。	龍ヶ崎市空家等対策計画に基づき、管理不全な空家等の所有者等に対し、情報の提供などを行い、空家等の適正な管理を推進した。結果、52件が改善され、うち3件が解体された。 また、空家にさせないための取組として「生前整理講演会」を3回、宅建協会との共催による「不動産相談会」を1回開催した。	概ね順調	龍ヶ崎市空家等対策計画に基づき、管理不全な空家等の所有者等に対し情報提供などを行い、空家等の適正な管理の推進を図る。また、放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態の空家等については、「管理不全空家等」に認定し改善を促す。さらに、空家にさせないための取組として、専門家や関係機関等との連携による講演会や不動産相談会を拡充して開催し、管理不全な空家等の発生抑制を図る。	
90	4-1-1		(11)	○不審者情報の発信	教育総務課	教育総務課	年度を通して、市内小中学校から不審者発生の情報提供を受け、速やかに指導課、防災安全課、警察、各課等に情報共有を継続する。 日ごろより市内小中学校や関係機関への周知を積極的に行い、連携力を深める。	小中学校からの報告を受けた際には、関係各所へ連絡を行い情報共有を行った。 教育委員会での防犯パトロールも実施し、防犯意識の向上に努めた。	順調	年度を通して、市内小中学校から不審者発生の情報提供を受けた際には、速やかに指導課、防災安全課、警察、各課等に情報共有を継続する。 日ごろより市内小中学校や関係機関への周知を積極的に行い、連携力を深める。	
91	4-1-1		(12)	○見守りボランティアへの活動支援	教育総務課	教育総務課	新年度予算編成時期に、各学校に購入希望調査を行い、必要な防犯グッズの配布ができるような体制を整えたうえで、防犯ボランティアの方々に積極的な見守り活動を依頼する。 また、子どもたちの登下校時の『ながら見守り』についての市公式ホームページの掲載や毎週月曜日と木曜日に防災無線による見守り依頼についての放送も継続して行う。	地域防犯サポーターの活動として、令和5年度は328人の各小中学校の防犯ボランティアの方々の協力を得た。	順調	新年度予算編成時期に、各学校に購入希望調査を行い、必要な防犯グッズの配布ができるような体制を整えたうえで、防犯ボランティアの方々に積極的な見守り活動を依頼する。 また子どもたちの登下校時の『ながら見守り』についての市公式ホームページの掲載や、毎週月曜日と木曜日に防災無線による見守り依頼についての放送も継続して行う。	

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況（評価）	R6年度の取組計画
92	4-1-2	見守り体制の充実	地域による見守り体制の充実	(1)	○見守りネットワーク事業の運営	社会福祉課 介護福祉課	福祉総務課	・配送事業者等に対して、協力事業者の登録を促進する。 (R5.3現在：185→R6.3目標190) ・情報交換会議を実施し、事業所の社員等に対して、事業への理解を促す。 (R4参加者：59名→R5目標70名)	令和5年度中、新規登録があったのは1件であり、当初掲げた目標に届かなかった。 (目標：190、R6.3現在：186) 登録事業者を対象に、情報交換会議を開催し、講師を招いて本事業の重要性等理解を深めることができた。しかしながら、参加者からは、参加者同士の情報交換の機会がほしいなどの要望があり、参加者数も減少傾向にあることから、内容を見直す時期に来ていると考える。 (R5参加者：28事業所等から47人)	課題がある	情報交換会議について、同会議のあり方を再考し、実施内容の見直しを含めて検討の上実施する。
93	4-1-2			(2)	○配食サービス配送時の見守りの実施	介護福祉課	福祉総務課	日常生活における「食べることを支援し、いつまでも「食」を楽しみ、自立した生活を送れるよう、併せて定期訪問による見守りや安否確認を目的とした当該事業を今後も推進していく。	高齢者福祉サービス冊子の配布やケアマネジャーからの事業周知・勧奨により普及に努めた結果、施設入所や死亡による中止者がいたものの、新たに14名の新規利用の登録があった。 【R6.3末 登録者数】 32人	概ね順調	高齢者福祉サービス冊子の配布やケアマネジャーからの事業周知・勧奨により普及に努め、日常生活における「食べることを支援し、いつまでも「食」を楽しみ、自立した生活を送れるよう、併せて定期訪問による見守りや安否確認を目的とした当該事業を推進していく。
94	4-1-3	移動手段の確保	移動支援に関する取組	(1)	○コミュニティバスの運行	都市計画課	都市計画課	コミュニティバスの運行を継続するとともに、市広報紙や市公式ホームページ等の活用やモビリティ・マネジメントの推進により、利用促進を図る。	運行協定に基づき、令和5年度も運行を継続した。 市広報紙や市公式ホームページに、コミュニティバスの利用方法や運賃等の情報を掲載し、制度の周知を図った。 また、ふれ愛広場においてコミュニティバス車両を展示するとともに、記念撮影や体験乗車を実施し、愛着心の醸成を図った。 運行協定に基づき、令和5年度も運行を継続した。	概ね順調	コミュニティバスの運行を継続するとともに、市広報紙や市公式ホームページ等の活用やモビリティ・マネジメントの推進により、利用促進を図る。 また、前回の運行計画再編から概ね5年が経過することから、この間の利用実績や課題を踏まえ、令和7年4月を目途とした地域公共交通再編に向け、準備を進める。
95	4-1-3			(2)	○乗合タクシーの運行	都市計画課	都市計画課	乗合タクシーの運行を継続するとともに、市広報紙や市公式ホームページ等を活用し制度の周知を行う。モビリティ・マネジメントを推進し、利用促進を図る。	市広報紙や市公式ホームページに、乗合タクシーの利用方法や運賃等の情報を掲載し、制度の周知を図った。 また、長寿会女性会員交流会を対象に制度の概要や予約方法などの説明会を開催し、利用促進を図った。	順調	乗合タクシーの運行を継続するとともに、市広報紙や市公式ホームページ等の活用やモビリティ・マネジメントの推進により、利用促進を図る。
96	4-1-3			(3)	○新モビリティサービスの導入検討	都市計画課	都市計画課	令和5年10月から新たな移動手段として、AIオンデマンド交通の実証実験を開始する予定である。	コミュニティバスのうち、利用の少ない枝線との代替可能性を検証するため、令和5年11月から令和6年3月末までの5か月間、市東部地域で実証実験を実施した。	概ね順調	実証実験期間中の利用実績や評価などの結果を踏まえ、令和7年4月を目途とした地域公共交通再編に向けたAIオンデマンド交通の本格運行のあり方を検証する。
97	4-1-3			(4)	○移動時要支援者への移動支援	社会福祉課 介護福祉課	福祉総務課 障がい福祉課	(福祉総務課) 福祉有償運送や地域の助け合い事業など、要支援者の移送手段確保に向けて、担い手の勧奨や制度の整備等検討する。 (障がい福祉課) 障害者手帳交付時に当該事業の周知活動に努め、利用者数の増加を図る。	(福祉総務課) 地域の助け合い事業の事業主体として、市社会福祉協議会が移送サービス事業を実施できないか協議・検討を重ね、令和6年度から事業を開始することとなった。 (障がい福祉課) 障害者手帳交付時に当該事業の説明を行い、利用者数の増加を図った。 登録人数 9人 年間延べ利用時間 238.5時間	概ね順調	(福祉総務課) 市社会福祉協議会の移送サービス事業について、潜在的利用者に当該事業の情報が届くよう広く周知する。 (障がい福祉課) 障害者手帳交付時に当該事業の周知活動に努め、利用者数の増加を図る。
98	4-1-3			(5)	○民間事業者と連携した移動販売の取組推進	介護福祉課	福祉総務課	イトーヨーカドー竜ヶ崎店「とくし丸」の2号車の運行が開始し、販売エリアが拡大した。今後も、動向を見守りながら状況の確認を継続する。	イトーヨーカドー竜ヶ崎店「とくし丸」の2号車（直営）の運行が終了して、3号車（個人事業主）の運行が開始した。	概ね順調	イトーヨーカドー竜ヶ崎店「とくし丸」の3号車（個人事業主）の運行が開始したところであるため、今後も、動向を見守りながら状況の確認を継続する。
99	4-1-3	(6)	○宅配サービス実施店舗の情報提供	商工観光課	商工観光課	・配送事業者等に対して、協力事業者の登録を推進する。 (R5.3現在：35件→R6.3目標：40件)	宅配サービスができる個人商店や事業所について、宅配サービス店リストへの登録推進のため、市広報紙及び市公式ホームページにより周知を行った。 (R6.3実績36件、対前年比+1件)	概ね順調	宅配サービスができる個人商店や事業所について、宅配サービス店リストへの登録推進のため、市広報紙及び市公式ホームページのほか、SNS等を活用した周知充実を図る。 (R6.3現在：36件→R7.3目標：40件)		
100	4-1-4	(1)	○健康体操（いきいきヘルス体操、元気アップ体操）の取組推進	健康長寿課	健康増進課	市内全域巡回にて「シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会」及び「元気アップ体操指導員養成講座」のチラシを回覧し、参加者の募集を図る。また、体操教室の周知を図る。	各体操教室に対し、以下の参加を得た。 ・いきいきヘルス体操 市内44会場にて実施 延べ参加人数：14,550人 ・元気アップ体操 市内19会場27教室にて実施 延べ参加人数：7,451人	概ね順調	市広報紙等を通じて「シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会」及び「元気アップ体操指導員養成講座」の参加者を募集し指導員の育成を図るとともに、各体操教室の周知をする。		

通し 番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	計画掲載担当課	現担当課	R5年度の取組計画	R5年度の取組実績	進捗状況 (評価)	R6年度の取組計画
101	4-1-4	健康づくりの 推進	健康維持・増進、 疾病の重症化予防	(2)	○まいん健康サポートセンターの 運営	健幸長寿課	健康増進課	市公式ホームページにて施設の概要、提供プログラム等を掲載し、施設利用者数増加に取り組む。	市公式ホームページに施設の概要、提供プログラム等を掲載するとともに、施設利用者数の増加に取り組んだ。 利用登録者数：582人(令和5年度末) 延べ参加人数：10,082人	概ね順調	市公式ホームページにて施設の概要、提供プログラム等を掲載し、施設利用者数増加に取り組む。
102	4-1-4			(3)	○てくてくロードの周知・広報	健幸長寿課	健康増進課	各コミュニティセンターなどに健康ウォーキングマップを配布し、てくてくロードの周知を図る。	健康ウォーキングマップの配布し、周知活動を行った。 令和5年度てくてくロード完歩賞 延べ29人	概ね順調	各コミュニティセンターなどに健康ウォーキングマップを配布し、てくてくロードの周知を図る。
103	4-1-4			(4)	○地域スポーツ推進事業の実施	スポーツ都市推進課	スポーツ推進課	スポーツ推進委員による各コミュニティセンターを拠点としたニュースポーツの普及を推進していく。 (R5.3現在180→R6目標200)  NPO法人クラブ・ドラゴンズによるウォーキング講座・ストレッチ講座等、地域に密着した場所で気軽に参加しやすいスポーツの普及活動を推進していく。 (ウォーキング講座R5.3現在272→R6目標300) (HOGUストレッチ講座R5.3現在379→R6目標500) (ニュースポーツ推進事業R5.3現在353→R6目標380)	スポーツ推進委員による各コミュニティセンターを拠点としたニュースポーツの普及を行った。 まいりゅうコロコロ体験教室：延べ252人 まいりゅうコロコロ大会：60人 NPO法人クラブ・ドラゴンズによるウォーキング講座・ストレッチ講座等、地域に密着した場所で気軽に参加しやすいスポーツの普及活動を行った。 ウォーキング講座：延べ211人 ストレッチ講座：延べ724人 ニュースポーツ推進事業：延べ211人	概ね順調	スポーツ推進委員による各コミュニティセンターを拠点としたニュースポーツの普及を推進していく。 ・まいりゅうコロコロ体験教室 ・まいりゅうコロコロ大会  NPO法人クラブ・ドラゴンズによるストレッチ講座等、地域に密着した場所で気軽に参加しやすいスポーツの普及活動を推進していく。 ・ストレッチ講座 ・ニュースポーツ推進事業

龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画 進行管理シート（社会福祉協議会）

進捗は以下から選択（順調、概ね順調、課題がある、見直しが必要）

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	R5担当課・係	R5年度取組計画	R5年度取組実績	進捗状況（評価）	R6年度取組計画
1	1-1-1	地域福祉意識を高くむ	地域活動の維持・継続	(1)	○活動団体（地域コミュニティ、住民自治組織など）の運営継続のための各種支援	福祉総務課 地域福祉係	地域訪問時に出前メニュー表（福祉体験・芸能ボランティアの一覧）を作成・配布し、広く活用されるようにする。併せて、社協「ホームページ」「facebook」にも掲載し、PRを行う。また、各地区で行っている地域行事などの情報を社協「ホームページ」「facebook」に掲載するなど情報を提供することで支援を行う。	福祉体験のメニュー表及び芸能ボランティアの一覧、貸出備品一覧等を作成し、社協「ホームページ」に掲載しPRするとともに、地域訪問時に地域の意向に沿って各地区担当が情報を提供した。また、各地区での地域行事に訪問し、活動の様子を社協「ホームページ」及び「しゃきょうだより」（全戸配布）に掲載し情報提供を行った。	概ね順調	出前講座など社会福祉協議会の事業を活用しただけようPRするとともに、他地区の活動状況や助成金情報など広く情報提供を行い、活動の支援を行う。
	2		1-1-1	他者を思いやる心を育てる取組	(1)	○ボランティア講演会の開催	福祉総務課 地域福祉係	高校生ボランティアの中で、「障がい理解」や「保育」について関係者から講演をしてもらい、他人を思いやる心を育てる。	高校生を対象にボランティアスクールを開催。障がい児との交流及び保育体験に臨む前に関係者より講演会を行った。 ・障がい児との関わり方：15人参加 ・保育体験事前説明会：18人参加	概ね順調
3	1-1-2	地域福祉を支える人材を育てる・活かす	地域福祉を知る機会の提供	(1)	○ボランティア養成講座の実施	福祉総務課 地域福祉係	社会福祉協議会の事業支援や地域活動・ボランティア団体へ参加するきっかけとなるような講座を開催する。 令和5年度は、音訳入門・要約筆記入門・ボランティア入門講座を開催。	各種入門講座を実施した。受講生に対しボランティア登録及びサークル等の情報提供を行い、数名が実際に活動をするようになった。 ・音訳入門講座（全9回）15人参加 ・要約筆記入門講座（全5回）6人参加 ・ボランティア入門講座（障がい者ボランティア講座）15人参加	概ね順調	社会福祉協議会の事業や地域活動・ボランティア団体へ参加するきっかけとなるような講座を開催する。 令和6年度は、点訳入門・手話入門・ボランティア入門講座を開催する予定。
4	1-1-2			(2)	○青少年ボランティアの育成	福祉総務課 地域福祉係	ジュニアボランティア・高校生ボランティアにおいて、地域の方と連携し、保育体験や手話体験、スポーツごみ拾い、ふれ愛事業を行う。	ふれ愛緑日・手話教室・スポーツごみ拾い（熱中症対策のためポッチャ体験に変更）、保育体験を実施。活動を通して、地域のことを知り、他者を思いやる心を育てることができた。 ・ジュニアボランティアスクール（3日間）32人参加 ・高校生ボランティアスクール（7日間）48人参加	概ね順調	ジュニアボランティア・高校生ボランティアにおいて、地域の方と連携し、保育・介護体験や高齢者とのふれあい、ふれ愛事業を行う。
5	1-1-2			(3)	○福祉出前講座の実施	福祉総務課 地域福祉係	小中学校の校長会で福祉出前講座について説明を行い、総合的な学習の時間などに活用されるよう努める（5月）。また、地域コミュニティにおいても広く活用されるよう、地域訪問時にチラシを用いながら説明し、利用促進を図る。そのほか、社協「ホームページ」などでPRし、普及に努める。	福祉体験に関するメニューを作成し、小中学校の校長会にて説明を行うとともに社協「ホームページ」及び「しゃきょうだより」（全戸配布）でPRを行った。 ・出前講座の実施 学校総合学習への支援件数 33件 地域への支援件数 2件 高等学校等への支援件数 2件	概ね順調	小中学校の校長会で福祉出前講座について説明を行い、総合的な学習の時間などで活用されるよう努める（5月）。また、地域コミュニティにおいても広く活用されるよう、地域訪問時にチラシを用いながら説明し、利用促進を図る。そのほか、社協「ホームページ」などでPRし、普及に努める。
6	2-1-1	人々がつながる交流機会の促進	地域住民同士のつながり（交流）	(1)	○中央支所・佐貫西口支所・元気サロン松葉館でのサロン活動の実施	福祉総務課 支所係	（中央支所・佐貫西口支所）子どもから高齢の方まで、各層が参加できるようなミニイベントを定期的に開催し、利用者が楽しみながら活用してもらえるようにする。 （元気サロン松葉館）利用者が安全安心に利用できるような環境を整えるとともに、小学校や学童保育ルームとの交流会を実施する。また、作品展示やミニイベントを企画・実施する。	（中央支所・佐貫西口支所）ポッチャ大会や手話サロンなど開催。障がいのある方や子どもから高齢者まで幅広い世代の方に参加いただき、定期的な開催を希望する声が上がった。 （元気サロン松葉館）松葉小学校との合同避難訓練や、11月に行われた松葉館設立20周年イベントを介し、児童との交流を実施。また、8月に納涼祭を開催し、松葉館利用者と学童保育ルーム児童の交流機会を創出。作品展示については、松葉小学校ラウンジにて絵手紙や、書道作品を掲示。	概ね順調	（中央支所・佐貫西口支所）障がいのある方や子どもから高齢者まで幅広い世代が集まれるイベントを継続して開催する。 （元気サロン松葉館）利用者が安全安心に利用できるような環境整備を継続し、小学校や学童保育ルームとの交流会を実施する。また、ミニイベントを利用者のニーズに沿ったものを企画・実施するとともに、作品展示も行う。
7	2-1-1			(2)	○ふれ愛交流事業の開催	福祉総務課 地域福祉係	市内特別支援学級や近隣の特別支援学校との連携を図り、新規の参加者の発掘に努める。市内高校や近隣の大学などに広く参加を呼びかけ、多くの学生ボランティアの獲得につなげる。	市内特別支援学級や近隣の特別支援学校の生徒が参加し、ふれ愛緑日やふれ愛クリスマスを行った。市内の小中学生や市内の高校の生徒、流経大の学生が、ボランティアとして運営・参加した。	概ね順調	市内特別支援学級や近隣の特別支援学校はじめ、青少年ボランティアに広く参加を呼びかけ、交流を深められるようにする。
8	2-1-1			(3)	○地域コミュニティ協議会や住民自治組織、サロン運営団体が実施する行事や催し物などへの支援	福祉総務課 地域福祉係	地域訪問時に出前メニュー表（福祉体験・芸能ボランティアの一覧）を作成・配布し、広く活用されるようにする。併せて、社協「ホームページ」「facebook」にも掲載し、PRを行う。また、各地区で行っている地域行事などの情報を社協「ホームページ」「facebook」に掲載するなど情報を提供することで支援を行う。	福祉体験のメニュー表及び芸能ボランティアの一覧を作成し、社協「ホームページ」に掲載し、地域訪問時に地域の意向に沿って各地区担当が情報を提供した。また、各地区での地域行事に訪問し、社協「ホームページ」及び「しゃきょうだより」（全戸配布）に掲載し情報提供を行った。	概ね順調	地域訪問時に出前メニュー表（福祉体験・芸能ボランティアの一覧）を作成・配布し、広く活用されるようにする。併せて、社協「ホームページ」「facebook」にも掲載し、PRを行う。 また、各地区で行っている地域行事などの情報を社協「ホームページ」「facebook」に掲載するなど情報を提供することで支援を行う。
9	2-2-1	相談支援体制の維持・充実	地域住民からの相談・支援	(1)	○ふれ愛相談サロン（心配ごと相談、法律相談）の実施	福祉総務課 生活支援係	法律相談を月2回、心配ごと相談を月2回実施。多くの市民に知らしてもらい、活用されるよう、毎月発行の「りゅうほー」と「しゃきょうだより」（全戸配布）に日程表を掲載し、PRを行う。	法律相談と心配ごと相談を月2回ずつ実施した。事業の周知と利用促進を図るため、毎月発行の「りゅうほー」と年4回（6・9・1・3月）発行の「しゃきょうだより」（全戸配布）に、開催日や申込方法などの案内を掲載した。 【法律相談】（毎月第2・4金曜日） 開催日数…24日 相談受付…67件 【心配ごと相談】（毎月第1・3火曜日） 開催日数…24日 相談受付…35件	概ね順調	身近な相談窓口として、より多くの市民に利用いただくため、「りゅうほー」、「しゃきょうだより（全戸配布）」、社協「ホームページ」を活用して、事業のPRを行う。
10	2-2-2	地域福祉に関する連携体制づくり	地域内の関係者同士の連携	(1)	○ふれあいネットワーク事業の推進	福祉総務課 地域福祉係	地域福祉活動に対しての相談に対し、他地区の事例や助成金について紹介したり、関係機関につなげるなどの支援を行い、活動の推進を図る。また、定期的な職員会議（年3回）を行い、情報の共有、職員のスキル向上に努めるとともに、各地の地域活動の様子を社協「ホームページ」「Facebook」に掲載する。	地域訪問時に地域の意向に沿って各地区担当が助成金情報や他地区の活動事例などの情報を提供し、関係機関との連絡等の支援を行った。また、職員間で情報共有を図るための会議を3回行った。地域の活動状況は社協「ホームページ」及び「しゃきょうだより」（全戸配布）に掲載し周知した。	概ね順調	地域福祉活動に対しての相談に対し、他地区の事例や助成金について紹介したり、関係機関につなげるなどの支援を行い、活動の推進を図る。 また、定期的な職員会議（年4回）を行い、情報の共有、職員のスキル向上に努める。

龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画 進行管理シート（社会福祉協議会）

進捗は以下から選択（順調、概ね順調、課題がある、見直しが必要）

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	R5担当課・係	R5年度取組計画	R5年度取組実績	進捗状況（評価）	R6年度取組計画
11	2-3-1	受け手に伝わる情報発信・情報伝達	知ってもらおう・わかってもらう取組（周知、情報提供）	(1)	○「しゃきょうだより」（全戸配布）による周知・広報 ○社協ホームページによる周知・広報	福祉総務課 地域福祉係	各地区へ概ね月1回の訪問、年1回以上、地域活動について社協「ホームページ」「facebook」「しゃきょうだより」（全戸配布）の掲載を行う。	13の地域コミュニティ協議会単位に担当者を配置。「居場所づくり（サロン活動）」など地域活動を訪問、「しゃきょうだより」（全戸配布）に掲載し、周知を行った。 ・「しゃきょうだより」（全戸配布）への掲載…12件 ・社協「ホームページ」への掲載…18件	概ね順調	各地区へ概ね月1回の訪問、年1回以上、地域活動について社協「ホームページ」「facebook」「しゃきょうだより」（全戸配布）に掲載する。
12	2-3-1			(2)	○市民活動情報（地域資源台帳）の収集・発信	福祉総務課 地域福祉係	地域への訪問により収集した情報をまとめた『地域資源台帳』や『サロン活動』について整備し、それらを冊子にまとめるとともに社協「ホームページ」に掲載し、周知を図る。	各地域担当者が訪問時に得た情報をまとめた「地区別地域資源・居場所づくり（サロン活動）データ」を、社協「ホームページ」及び市「ふくりゅう」に掲載し周知した。	概ね順調	地域への訪問により収集した情報をまとめた『地域資源台帳』や『サロン活動』について整備し、それらを冊子にまとめるとともに社協「ホームページ」に掲載し、周知を図る。
13	2-3-1			(4)	○ボランティア情報の発信	福祉総務課 地域福祉係	年4回発行の「しゃきょうだより」（全戸配布）の「ボランティア」ページに、団体紹介をはじめ、ボランティア情報などを掲載する。また、社協「ホームページ」「facebook」を活用し、関係団体の助成金情報などを掲載し、情報発信を行う。	「しゃきょうだより」（全戸配布）を年4回発行し、会員募集団体の一覧や、団体の活動状況、団体からのお知らせ等を掲載した。また、社協「ホームページ」に助成金情報を掲載し周知するとともに、申請手続等の支援を行った。	概ね順調	年4回発行の「しゃきょうだより」（全戸配布）の「ボランティア」ページに、団体紹介をはじめ古切手の収集活動など、幅広いボランティア活動の情報を掲載する。また、社協「ホームページ」「facebook」を活用し、関係団体の助成金情報などを掲載し、情報発信を行う。
14	2-3-1			(9)	要配慮者への情報保障	○「しゃきょうだより」（全戸配布）などの点訳・音訳	福祉総務課 地域福祉係	広報物を利用者へ着実に提供するとともに、障がい福祉課と連携し手帳更新者に対し、PRを行う。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載するほか、チラシを作成し、行政機関など配布場所を増やし、利用者の募集を行う。	障がいがある方への情報提供として、「りゅうほー」や「しゃきょうだより」（全戸配布）を「音訳」又は「点訳」し視覚障がいの方へ送付した。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載し周知するほか、社協関連施設及び市窓口、中央図書館に「音訳CD」や「点訳物」の設置協力を依頼しPRを行った。	概ね順調
15	3-1-1	市民活動・ボランティアの拡充	活動者の支援	(1)	○市民活動・ボランティア団体の活動支援（相談支援・助成金情報の提供）	福祉総務課 地域福祉係	市民活動・ボランティア団体の情報を整備するとともに、相談に応じながら、助成金の紹介をしたり、活動支援を行うなど活動の拡充を図る。また、各団体において高齢化、固定化がみられることから新規会員の獲得につながるよう支援を進める。	ボランティア活動を希望する個人・団体の相談に応じ、ボランティア登録を促すとともに、活動の支援やボランティアの協力を希望する施設や団体との橋渡しを行った。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）にボランティア情報を掲載し、各団体の会員募集やPRの支援を行った。	概ね順調	市民活動・ボランティア団体の情報を整備するとともに、相談に応じながら、助成金や他団体の活動を紹介したり、活動の拡充を図る。また、各団体において高齢化、固定化がみられることから新規会員の獲得につながるよう「しゃきょうだより」（全戸配布）に会員募集を掲載するなど支援を進める。
16	3-1-2	福祉サービスの適切な利用促進	要配慮者への情報保障（再掲）	(1)	○「しゃきょうだより」（全戸配布）などの点訳・音訳	福祉総務課 地域福祉係	【再掲】 広報物を利用者へ着実に提供するとともに、障がい福祉課と連携し手帳更新者に対し、PRを行う。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載するほか、チラシを作成し、行政機関など配布場所を増やし、利用者の募集を行う。	障がいがある方への情報提供として、「りゅうほー」や「しゃきょうだより」（全戸配布）を「音訳」又は「点訳」し視覚障がいの方へ送付した。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載し周知するほか、社協関連施設及び市窓口、中央図書館に「音訳CD」や「点訳物」の設置協力を依頼しPRを行った。	概ね順調	広報物を利用者へ着実に提供するとともに、障がい福祉課と連携し手帳更新者に対し、PRを行う。また、「しゃきょうだより」（全戸配布）に事業を掲載するほか、チラシを作成し、行政機関など配布場所を増やし、利用者の募集を行う。
17	3-1-3	生きづらさに寄り添った支援（孤独・孤立対策）	支援の提供	(1)	○生活困窮者への支援（生活福祉資金貸付制度、フードバンク）	福祉総務課 生活支援係	（生活福祉資金）相談者に対し、貸付の可能性の可否、貸付にあたっての必要書類の準備など、県社会福祉協議会、市関係各課と連携し、迅速な対応に努める。また、ひとり親家庭や、精神障がい者の相談も増加しており、円滑な対応ができるよう積極的に情報収集に努めていく。 （フードバンク）引き続き、市役所ロビー、地域福祉会館、中央支所、元気サロン松葉館の4か所に設置してある、フードドライブについて「しゃきょうだより」（全戸配布）にてPRを行う（2回掲載）とともに、社協「ホームページ」「Facebook」など広報媒体をはじめ民生委員など関係機関へのPRを進めていく。	【生活福祉資金】 ・県社会福祉協議会と連携し、本制度に関する問合せや相談に応じた。貸付申請には至らなかったが、家計の見直しや生活再建として、自立相談支援機関等につないだ。 また、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた特例貸付（令和4年9月に終了）の借受人の生活状況等を把握し、償還に関する相談を県社会福祉協議会につないだ。 （相談・支援件数 339件） 【フードバンク】 ・社協広報紙しゃきょうだより1月号にきずなBOX（食品回収箱）の設置場所を掲載し周知を行った。 ・「りゅうほー」（6・11月前半号）に案内を掲載し、食品提供の協力を呼びかけた。（寄付件数 128件） ・NPO法人フードバンク茨城の協力を得て、生活困窮世帯に対し食の支援を行った。（支援件数 116件）	概ね順調	（生活福祉資金）低所得、障がい者及び高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行う。なお、県社会福祉協議会および行政各課と連携し、相談者への貸付の可能性の可否、貸付にあたっての必要書類の準備など、迅速な対応に努める。 （フードバンク）生活困窮世帯に対する緊急的な支援として、食品の提供を行う。 なお、事業の実施について、民生委員や関係機関に周知し、支援の強化を図る。また、食品の寄付を募るため、市役所ロビー、地域福祉会館、中央支所、元気サロン松葉館に設置している「きずなBOX（食品回収箱）」の周知に努める。
18	3-1-4	権利擁護の推進	権利擁護の推進	(1)	○日常生活自立支援事業の実施	福祉総務課 生活支援係	事業契約者の金銭管理をはじめ、年金や障がい者手帳の更新など、市への手続きを速やかに対応できるよう、関係機関と連携しながら対応をしていく。最近では、生活保護受給者や精神障がい者の相談が増加しており、円滑な対応ができるよう積極的に研修に参加し、スキルアップに努める。また、民生委員やケアマネジャーなど関係機関へパンフレットを配布するなど事業の周知を図っていく。	利用契約者に対し、日常的な福祉サービスの利用や金銭管理、年金手続きなどについて、行政各課やケアマネジャー、医療機関など関係機関と連携し、支援を行った。また、県社会福祉協議会が開催する専門員や生活支援員向けの研修会に参加し、スキルアップに努めた。 利用契約者 22件（うち新規：3件 解約 2件） サービス提供回数：延べ418回	概ね順調	認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等、判断能力が不十分で親族等の援助が得られない方に対し、福祉サービス利用手続き、日常生活の金銭管理や書類等の預かりサービスなどを行い、自立した地域生活を送れるよう支援する。また、民生委員やケアマネジャー等の関係機関との連携強化を図る。権利擁護に関する研修に参加し、スキルアップに努める。
19	4-1-1	防災・防犯対策の充実	災害の備え	(1)	○災害ボランティアセンター機能の強化	福祉総務課 地域福祉係	災害時にボランティアセンターとして、被災者に対し迅速に支援を行えるよう、行政及び民間企業・団体等との会合や研修を行いネットワークの強化を図る。また、ネットワークが十分に機能されるよう龍ヶ崎市と「災害協定」を締結する。また、災害ボランティアセンターの訓練を実施し、スタッフの熟練度の向上を図る。	災害ボランティアセンターの開設を想定し、運営訓練や関係機関との協力体制の構築等を進めた。「災害ボランティアセンター」の設置及び運営等に関する協定を締結し、市と社協の基本的な役割を確認した（8月）。また、市と川原代ふれあい協議会による総合防災訓練において、災害ボランティアセンター受付訓練を実施した（11月）。	概ね順調	災害時にボランティアセンターの運営を円滑に行い、被災者に対し迅速に支援を行えるよう、行政及び民間企業・団体等とネットワークを構築し、研修や訓練を実施する。

龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画 進行管理シート（社会福祉協議会）

進捗は以下から選択（順調、概ね順調、課題がある、見直しが必要）

通し番号	No.	施策名	取組名	No.	主な取組内容等	R5担当課・係	R5年度取組計画	R5年度取組実績	進捗状況（評価）	R6年度取組計画
20	4-1-2	見守り体制の充実	高齢者の見守り活動	(1)	○ふれ愛給食サービスの実施	福祉総務課 地域福祉係	新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、宅配による見守りを行うとともに、利用者の孤独・不安感を緩和するため、生活に必要な情報を提供し、つながりを絶やさない支援に努める。また、利用者のサービス利用状況や緊急連絡先などの情報更新を定期的に行い、長期間利用を休止している方に対しては、ケアマネジャーや親族など連携を取り、利用者の状況把握に努める。	弁当宅配時に、小学校児童作成の手紙や作品と一緒に届け、孤独や不安の緩和に努めた。また、消費生活センター発行のチラシなど生活に必要な情報を提供し、つながりを絶やさない支援を続けることが出来た。サービスを休止している利用者については、本人や家族、ケアマネジャーに、介護サービスの利用状況や体調面などの近況を電話で確認した。 利用者 187人（令和6年3月末）	概ね順調	利用者の孤独や不安感を緩和するため、生活に必要な情報を提供し、つながりを絶やさない支援に努める。また、利用者のサービス利用状況や緊急連絡先の確認など情報更新を行い、長期間利用休止の方に対し、ケアマネジャーや親族などと連絡を取り、状況把握に努める。
21	4-1-3	移動手段の確保	移動支援に関する取組	(1)	○福祉車両の貸出	福祉総務課 生活支援係	「しゃきょうだより」（全戸配布）や社協「ホームページ」へ掲載するとともに、民生委員など関係者をはじめ地域訪問時に職員が地域住民へ説明するなど、利用促進を図る。	車椅子での移動が必要な方が外出する際に、福祉車両の貸出を行った。 貸出件数 72件	概ね順調	「りゅうぼー」、「しゃきょうだより」（全戸配布）、社協「ホームページ」等を活用し、市民への周知と利用促進を図る。
22	4-1-3			(3)	○車いすの貸出 ○福祉機器の貸出			一時的な通院等により車いすや福祉機器（歩行者、四点支持杖等）が必要となった市民に対し、短期間の無料貸出を行った。 貸出件数 車いす：259件 福祉機器：26件	概ね順調	
23	4-1-3			(4)	○福祉の店移動販売の取組推進			福祉総務課 支所係	コミュニティセンター等の協力を得ながら移動販売のステーションを開設し、地元農作物や米等の販売を実施する。また、週2回、米及び日用品の宅配サービスを実施する。	
24	4-1-4	健康づくりの推進	健康維持・増進、疾病の重症化予防	(1)	○健康体操（いきいきヘルス体操）の取組推進	福祉総務課 地域福祉係	活動を訪問・取材し、「しゃきょうだより」（全戸配布）や社協「ホームページ」、「facebook」に掲載することで、市民への周知と利用促進を図る。	ボランティア団体として、「シルバーリハビリ体操指導士会」の活動状況を「しゃきょうだより」（全戸配布）に掲載し周知した。	概ね順調	活動を訪問・取材し、「しゃきょうだより」（全戸配布）や社協「ホームページ」、「facebook」に掲載することで、市民への周知と利用促進を図る。

## 令和6年度第1回地域福祉計画推進委員会 事前質問・意見及び回答一覧

到着順に掲載しています。

明らかな誤字等を除き、提出された内容をそのまま転記・転載しています。

### (大橋委員)

#### 【質問・意見】

1.

障がい者の地域移行が国の推進政策になっていますが、その受け皿となるグループホームなどハード面やソフト面（スタッフ）など、今後龍ヶ崎において十分に確保していけるのか。

（運営大手の「恵」の記事を見て、不安になりました。）

2.

ぐもんの質問ですが、給食センターの職員は、夏休み期間などは無給になってしまうのですか。もしそうであれば、その期間を不登校や社会的弱者に開放などのころみはいかがでしょうか。

#### 【回答】

1. 地域移行推進におけるグループホームの確保について（障がい福祉課）

障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障がい者を対象に、国は、住居の確保など地域生活へ移行するための支援施策を進めることとしています。

市内の当事者の方々は、市内や近隣自治体に所在するグループホームを利用しており、必ずしも住民登録のある自治体に所在するグループホームに入居となるわけではありません。

ご質問で触れられている事業者が運営するグループホームは、市内に1か所設置されており、報道等によりますと、現在の指定期間の満了に伴い、次期指定更新は認められなくなるとのことです。当該利用者の方々は、現在も施設を利用されており、同期間内はこれまで通り利用できるとのことです。なお、県では相談窓口を設置したと通知があったものの、同事業所に対する今後の具体的な措置や方針は県から示されておらず、今後対応方針が示された時点で、その内容に基づき対応を行っていくこととなります。

2. 給食センター職員による長期休業中の福祉業務への事務応援について（学校給食センター）

給食センター職員においては、夏季休業等の長期休業期間中も関連業務等に従事しています。なお、給食センターでは、市の事務職員、栄養教諭（県職員）、調理員（委託事業者が雇用）が勤務しておりますが、市職員は、施設や設備の保守点検や修繕など、調

理を行わない期間にしかできない業務などを行っています。栄養教諭は、市内の学校に配置されている教員で、給食の提供に関する業務以外の時間は、配置校で教員としての業務に従事しています。また、給食の調理は、業者に委託しており、調理員の直接の雇用者は委託業者となっております。

以上のことから、ご意見にあった長期休業期間中の事務応援につきましては、実施が難しいと考えます。

#### (青山委員)

##### 【質問・意見】

1.

社会福祉協議会で 2024 年度から移送サービスを始めた。だが、制限があり充分とは言えない。

誰一人とり残さないというコンセプトで実施してもらいたい。

利用出来るのは、介護 3 以上、身障 3 以上とか、回数の制限をとっばらい、要支援 1.2、身障手帳持参、要支援 1.2、身障ダブルで持っている人たちも救済すべきだと思う。年の途中でも前向きに検討していただくことを強く望みます。

##### 【回答】

1. 社会福祉協議会が始めた移送サービスの制限緩和に関する要望（社会福祉協議会）

移送サービスにつきましては、本会所有の福祉車両 1 台を活用し、本年 6 月から事業を開始したところです。現在のところ、7 名の方に登録いただき、5 名のボランティアの皆さんの協力のもと、牛久市や取手市の医療機関に通院する際に燃料費の実費のみいただく形でご利用いただいているところです。利用者の皆様は、2 カ月に 1 回程度の利用となっておりますが、以前から行っている福祉車両の貸出も含めた福祉車両の稼働状況につきましては、月に 10～15 日程度となっている状況です。また、問い合わせも増えており、今後も利用者の増加が見込まれるところです。これらを踏まえ、要件を緩和するにあたっては、福祉車両の増車やボランティアの更なる確保など、財政面、人的確保に大きな課題があります。これらについて、行政とも協議を重ねながら、検討を進めてまいりたいと考えます。

#### (永野委員)

##### 【質問・意見】

1.

通し番号	No	取り組み名	No	主な取組内容等
34	2-2-2	その他の連携体制	8	ひとり暮らし高齢者等緊急システムの貸与

質問

以前から貸与に対し NTT 回線に限る条件がついていたが今でも変わっていない様子です、また、昨今迷惑電話防止の観点から、いわゆる家電を廃止して、携帯電話に移行している高齢者が増えている様子です、外部企業の（セコム・ALSOK 等）の緊急通報システムの導入などの構想はあるのでしょうか？

意見

時代の流れに合わせた方法の導入をお願いしたいと思います。消防との兼ね合いもあると思いますが、今のままで使いづらいと、本来の目的を達成できないと共に広く行き渡らせる事ができないと思います。

2.

通し番号	No	取り組み名	No	主な取組内容等
50	3-1-1	市民活動の活性化	4	まちづくりポイントの制度推進

質問

たっぽくんのポイントと統一できないのか？

意見

ボランティアで活動して貰えるポイントの対価が低いため、有効期限内でためていくのが難しく感じる。ポイントに対するコストパフォーマンスが低いと、魅力を感じない。

3.

通し番号	No	取り組み名	No	主な取組内容等
17	3-1-3	支援の提供	1	生活困窮者への支援

質問

前回、フードバンクについて、コンビニエンスストアなどの協力について提案したが、検討されているのか？

意見

きずな BOX(フードバンクの設置)の周知がまだ不足している感じがする、市の LINE、SNS など動画の配信などをして、必要な方々の実情を周知した方がいいのではないのか？ また、そういった情報発信に、高校生、大学生と共同で配信内容を作成していけないだろうか？

4. (民生委員として)

高齢者の問題に対しては比較的、当該者、周辺の方、および関係者と、関係を持ち問題に取り組めるようですが、子供のことに関する、事案については、役所、学校などと上手く連携が取れない様子を感じます。

この福祉計画の中にも連携の重要さが盛り込まれていると思いますが、もっと、民生委員との関わりを濃くしていただけたらと思っています。

## 【回答】

### 1. 緊急通報システムの変更について（福祉総務課）

NTT以外の電話回線や携帯電話による当該事業の運用ができる新システムを望む声が大きくなっており、導入に向けた研究を進めております。

### 2. まちづくりポイントの別のポイントとの統合について（地域づくり推進課）

まちづくりポイント制度は、平成26年1月のポイント制度開始以来、一定期間が経過したため、制度の見直し等のための検証を行っているところです。

今後は市民アンケートを実施し、広く市民のご意見を賜りながら、制度のリニューアルを検討してまいります。

また、本制度は市民活動に参加する機会づくりを目的としていますが、タッポくん健康マイレージは、歩数に応じたポイントや健診等受診でポイントが加算される制度であり目的が異なることから、現状ではまちづくりポイント制度との統一は検討しておりません。

### 3. フードバンクのコンビニエンスストア等との協力について（社会福祉協議会）

きずなBOX（フードバンクの設置）については、現在、市役所1階ロビー・元気サロン松葉館・地域福祉会館・社会福祉協議会中央支所及びショッピングセンターサプラ（サプラ管理）の5か所に設置しております。周知につきましては、社会福祉協議会広報紙「しゃきょうだより」や市広報紙「りゅうほー」において年に数回掲載し、周知を進めています。また、2年前には市内高校生の協力によりポスターを作成し、市内のコンビニエンスストア及びスーパー（それぞれ1軒）に掲示した経緯があります。

今後、コンビニエンスストアなどにきずなBOXを設置することについては、管理体制などの問題もあり今後の検討課題として保留している状況ですが、周知については関係各所と連携しながら強化していきたいと考えています。

### 4. 民生委員児童委員と市や学校との連携について（福祉総務課、こども家庭課）

民生委員児童委員というお立場から、支援が必要と思われる子どもや子育て世帯に対して支援するにあたり、関係部署や学校との連携を深めるべきだというご提案について、ご意見を関係部署に共有させていただきます。

子どものことに関する事案への連携についてですが、要保護児童対策地域協議会であります「子どもを守るネットワーク」において、主任児童委員及び地区担当児童委員の皆様には、在宅援助の最も身近な存在・地域での見守りの中心的な存在としてご参加いただいております。

また、地域における児童の状況把握による児童虐待の早期発見にご協力をいただき、

子どもの相談、援助へと繋がっております。

さらには、必要に応じて「個別ケース検討会議」にもご出席いただいております。要保護児童等に関する状況把握などの情報共有のほか、今後の援助方針、実際の介入方法の検討について、認識の共有を行っております。

なお、市や教育委員会で、地域での見守りが望ましいと判断したケースにつきましては、所属する学校を担当する主任児童委員や当該住所地を担当する地区担当民生委員児童委員に個別に見守り等の対応をお願いしているところです。

### (佐子川委員)

#### **【質問・意見】**

(社会福祉協議会の進行管理シート)

#### 1. 通し番号 17 3-1-3 (1) 生活困窮者への支援について

・緊急支援時の食品援助の回数等が、自治体によってかなり異なると聞いたことがあります。当市の場合の対応を教えてください。

(市の進行管理シート)

#### 2. 通し番号 4 1-1-1 (4) 人権啓発・人権教育の実施

・他の相談の実績報告では、相談件数が報告されていますが、こちらにはありません。相談件数（実績）を教えてください。

#### 3. 通し番号 7 1-1-2 (3) 人材バンク制度の登録推進

・「課題がある」となっているのですが、取り組み計画で改善方針がみえません。どのような改善を図る予定でしょうか。

#### 4. 通し番号 13 2-1-1 (4) 小中学校におけるあいさつ声かけ運動の促進

・参加人数が4年度から5年度で減少しています。取り組み計画に「協力団体への周知を強化し」として、大幅に増加させた人数を目標値にしていますが、協力団体も高齢化で参加が難しい等の理由があるのではないのでしょうか。周知の強化以外の方法、または体制の見直しが必要なのではないのでしょうか。

#### 5. 通し番号 33 2-2-2 (7) 緊急医療情報安心キットの配布

・次の通し番号 34「ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与」では、設置件数と新規との併記になっていて、分かりやすいです。33の場合は、新規の配布のみでしょうか。

#### 6. 通し番号 50 3-1-1 (4) まちづくりポイント制度の推進

・周りでも、「貯まらないからいらぬ」という人も多く、また同じ活動（クリーン作戦）をしても、実施団体が申請しているかどうかによって、シールをもらえたりもらえなかったりと、課題がある制度だと思います。趣旨は良いと思いますので、是非改善して頂きたいです。

7. 通し番号 87 4-1-1 (8) 障がい者と支援者のための防災マニュアルの周知・啓発  
・マニュアルの作成・内容は概ね良かったと思います。ただ個別・具体的に避難を考えた場合、福祉避難所が本当にその役割を果たせるのか等、疑問・不安があります。これに関しては、この会議の直接の案件ではありませんが、私の居住地の長山では、福祉避難所となっているコミュニティセンターは、1階に多目的トイレはあるものの、和室・調理室は2階であり、使い勝手が悪いと感じます。

災害弱者が安心して避難できる避難所の計画も、併せて検討して頂きたいと思っています。

8. 通し番号 94 4-1-3 (1) コミュニティバスの運行

・「概ね順調」となっていますが、シャトルバスの廃止を決定したと思います。その件について、少し説明いただければと感じました。

その他の「見直しが必要」「課題がある」との取り組みに関しても、会議でもう少し説明をいただければと感じます。

#### 【回答】

1. 食品支援における当市の対応状況について（社会福祉協議会）

緊急支援時の食品援助（フードバンク）の提供についてですが、当市の場合、緊急一時支援という観点から、世帯単位に1週間相当の食品を原則1回という形で実施しております。しかしながら、新型コロナウイルスが5類に引き下げられた現在も生活相談は多く寄せられている状態で、中には一度の支援では困窮状態が改善されずに2度3度と相談に来所され、食品を提供するケースもあります。昨年度の実績で見ますと116件の提供となっておりますが実人数として79人となっており、複数回提供している方も多くいるという現状となっております。今後も生活にお困りの方々に寄り添いながら、柔軟な対応をしていきたいと考えています。

2. 人権相談の相談実績について（地域づくり推進課）

市長が推薦し法務大臣が委嘱した人権擁護委員による人権相談について、令和5年度は、6回開催した結果、5件の相談がありました。

### 3. 人材バンク制度の改善方針について（文化・生涯学習課）

コロナ禍を経験して利用者・講師とも直接面談方式の受講スタイルに不安を感じているケースもあることを踏まえ、インターネットによるオンライン受講方式等も選択肢に見据えながら検討を進めていきます。

### 4. あいさつ声かけ運動の参加協力について（文化・生涯学習課）

学校や地域の状況を把握し、情報を共有しながら地域の実情に応じた地域ぐるみでの活動となるよう見直しも含めた検討を進めていきます。

### 5. 緊急医療情報安心キットの配付数について（福祉総務課・障がい福祉課）

お見込みのとおり、令和5年度中の新規の配付数となっております。

高齢者への配付につきまして、令和5年度末では、累計の配付数が1,851件、転出・死亡などを除いた利用者数は1,241件となっております。

障がい者への配付につきまして、直近の新規登録者の推移としましては、令和4年度が3件、令和3年度が5件となっております。

### 6. まちづくりポイント制度運用における課題改善について（地域づくり推進課）

まちづくりポイント制度は、ポイントシールを集める機会が少ないことやポイントシールの有効期限についてご意見をいただいております。本制度は平成26年1月のポイント制度開始以来、10年が経過したため、現在、制度の見直し等のための検証をしております。今回いただいたご意見も参考に制度のリニューアルを図ってまいりたいと考えております。

### 7. 現在の福祉避難所が発災時にその機能を果たせるか（防災安全課）

指定福祉避難所に指定しているコミュニティセンターには、1階に多目的室がございます。2階の和室への移動が困難となる方には、1階多目的室等にパーテーションや段ボールベッド等を配置することにより受け入れをしていくことを想定しています。

### 8. シャトルバス廃止の経緯について（都市計画課）

シャトルバスにつきましては、済生会病院・市役所・関東鉄道竜ヶ崎駅・総合福祉センターの4か所を短時間で結ぶ路線として、令和元年9月から運行してきたところでございます。しかしながら、利用者が伸びず、1便当たり利用者数が1人を下回るような状況が続いておりましたことから、コミュニティバス全体の効率性の観点から、本年8月末をもって運行を終了するとしたところでございます。

なお、シャトルバスの廃止につきましては、学識経験者や運行事業者、公募市民その

他関係団体代表者等により構成される龍ヶ崎市地域公共交通協議会においても承認をいただいておりますほか、上記4か所の停留所につきましては、他のコミュニティバス路線や乗合タクシー「龍タク」の利用により、ご移動いただくことが可能となっております。

(梅澤委員)

【質問・意見】

1.

No. 54 3-1-2 関連

介護事業所では、賃金が高い東京、千葉県へ人材が行ってしまう。何らかの取り組みが必要ではないか。

2.

No. 95 4-1-3 関連

通院の足確保の為、牛久市方面への乗合タクシー運行を望む。

3.

No. 14・15 福祉の相談窓口

どのような体制を考えているのか。緊急性の高い相談もあり得ると思う。

【回答】

1. 介護事業所に対する取組について（介護保険課）

介護報酬の単位に対する単価について、東京都や千葉県の湾岸ゾーンの一部では、本市よりも高い単価設定となっておりますが、全国的に見て本市の単価設定は低くありません。また、介護職員の賃金改善を図った場合に加算される介護職員等処遇改善加算が創設されていることなどから、現時点では本市独自の賃金に対する何らかの取組は必要ないと考えています。

2. 乗合タクシーの牛久市方面への範囲拡大について（都市計画課）

本市乗合タクシー「龍タク」につきましては、既存の地域公共交通を補完するシステムと位置付け、地域公共交通空白地域の方やバス停留所までの移動が困難な方を主な対象とした移動手段としております。また、乗合タクシーは既存の地域公共交通を補完することを基本としている交通手段でありますことから、路線バスやコミュニティバス、一般タクシーなど、他の地域公共交通への影響を考慮し、目的地を市内7か所に限定して運行しているところでございます。

これまでも、目的地の追加については検討を重ねてきたところでございますが、既存

地域公共交通への影響や、昨今より顕著になっているタクシー運転士の不足などといった状況から、実現に至っていないのが現状でございます。

加えて、市外への移動につきましては、他自治体及び既存公共交通を運行している民間事業者との綿密な協議が必要であること、また長距離・長時間での運行となるため、運行経費の増加も見込まれるなど、実施に向けた様々な課題がございますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、参考として、牛久愛和総合病院及びつくばセントラル病院につきましては、長山中学校前バス停及び長山7丁目バス停を経由する循環バスが無料で運行されておりますので、ご活用をご検討いただけますと幸いです。

### 3. 福祉の相談窓口について（福祉総務課）

令和7年度に新保健福祉施設がオープンするのに合わせ、正面玄関に福祉の総合相談窓口を開設し、福祉コンシェルジュ1名を配置する予定です。

福祉コンシェルジュは、相談先がわからない来庁者に対し、相談の概要を聞き取り、適切な担当部署等につなぐ（内容が複数の部署等にまたがるときは、関係する職員等と呼び、相談を受けるなど柔軟な対応を予定）ことで、当該市民があちこち回って同じ説明を繰り返す手間を省くことができるものと期待される場所です。

また、新保健福祉施設には、市の保健・医療及び福祉分野の課（一部除く）のほかに、社会福祉協議会や東部地域包括支援センターも移転してくる予定であり、緊急性の高い相談には、これまで以上に速やかに適切な機関へのつながりができるものと考えております。

### （田島委員）

#### 【質問・意見】

#### 1.

市の進行管理シート、1ページ3番「地域活動への理解を促す取り組みの実施」について

住民自治組織については、高齢化等で組織率の低下や担い手不足が全国的に懸念されています。龍ヶ崎においてもすでに解散した地区もあると聞いています。

龍ヶ崎市の状況はどうなっていますか？

また、なぜ、加入率などを目標数値としなかったのか？

町会・自治会は住民自治組織の基盤であり、自治体の存立の基礎をなすものです。加入率の調査その公表だけにとどまることなく、町会・自治会を維持・活性化していくための方策づくりが肝心だと思います。早急に計画に位置付け、支援に取り組む必要があると思いますが？

2.

市の進行管理シート、2 ページ 12 番、「地域コミュニティ協議会が実施する行事や催しものなどへの支援」について

進捗状況は「概ね順調」と評価されています。

しかし、私が携わっている地域コミュニティにおいては、地域担当職員の委員会等への参加が年々少なくなってきたと感じています。まして、担当外の地域コミュニティからの参加もありません。

「概ね順調」の評価は正しいのか？ここ数年の参加・支援の傾向を数値で示してください。

3.

市の進行管理シート、4 ページ 32 番、「地区活動拠点指定職員による地域との連携について」

地区活動拠点指定職員の存在は初耳です。

長年、地域コミュニティ活動に携わっており、合同防災訓練に係っていますが指定職員との顔合わせや意見交換をしたことは一度もありません。

「順調」の評価は正しいのでしょうか。

#### 【回答】

1. 龍ヶ崎市の住民自治組織の状況と、維持・活性化について（地域づくり推進課）

住民自治組織の状況としましては、直近 10 年で合併が 2 件、解散が 3 件、設立が 1 件となっております。また、本市の加入率については、令和 2 年度の調査よりこれまで少しずつ低下している状況（R2：93.04%、R3：90.03%、R4：89.77%、R5：89.54%、R6：89.06%）であります。総務省調べの市区町村における自治会等の加入率の平均（R2：71.7%）と比較いたしますと上回っているため目標数値とするには馴染まないものと考えておりますが、加入率がこのまま低下し続けられないよう維持又は向上させるための取組は必要不可欠であります。

令和 6 年度は加入率の公表と併せて、住民自治組織に加入した場合のメリットや活動の一例を広報誌に掲載することで加入促進と地域活動への理解を促しておりますが、引き続き住民自治組織の活性化のための方策を検討してまいります。

2. 地域担当職員の地域コミュニティ活動への参加状況について（地域づくり推進課）

地域担当職員の参加・支援状況としまして、コロナ禍以前の調査結果となりますが、市内コミュニティ協議会の地域担当職員参加合計回数は平成 30 年度が 175 回（協議会 1 か所あたり約 14.6 回）、平成 31 年度が 157 回（協議会 1 か所あたり約 12.1 回）となっております。

なお、地域担当職員制度については、令和5年度4月より制度改正し、要請のあった実働を伴う委員会活動には出席しますが、発言を求められないオブザーバーとしての会議には原則として出席しないこととしています。

なお、これにより会議出席等の負担軽減を図る一方、サポーター職員には、担当外の地域コミュニティ協議会の行事等への参加を促すことで様々な地域を知る機会とするとともに、中核的な地域コミュニティから求められる「人的支援」の拡充として取組みを進めております。

### 3. 地区活動拠点指定職員について（防災安全課）

執務時間外に龍ヶ崎市内において震度5強以上の地震による大規模な災害が発生した場合に、速やかに被災住民の生命・身体の危険を回避するとともに地域住民等の被災状況等を把握するため、平成26年より、コミュニティ協議会の13地区において、地区内に居住する職員等を各地区につき5名ずつ、地区活動拠点指定職員（以下、指定職員という）として指定・運用しております。

指定職員は、震度5強以上の地震が発生した際には、市役所ではなく地区活動拠点となる各コミュニティセンターへ参集することになっていることから、コミュニティ協議会の事務局長であるコミュニティセンター長へ指定職員の名簿を情報提供する他、毎年実施する現地研修会において、コミュニティセンター職員等との顔合わせを実施しております。

馴馬台ひなこ協議会主催の合同防災訓練においても、指定職員が参加し、訓練指導を行っているところでありますが、紹介や説明が不足していたかもしれません。今後とも周知に努めてまいります。